

〔今回追加掲載したもの〕

4 - 6 - 2 校地・校舎の自己所有を要しない不登校児童生徒対象学校設置事業（801 - 2）

4 - 6 - 4 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業（803）

4 - 6 - 6 IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（805）

4 - 7 - 1 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業（901）

#### 4 - 1 人事院所管の規制の特例措置

##### 4 - 1 - 1 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（201）

###### 1．特例を設ける趣旨

特区において、国立大学教員等が、勤務時間内においても技術移転事業者の役員の業務に従事できるようにすることにより、国立大学等における研究成果を活用した民間事業への技術移転を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

###### 2．特例の概要

特区内に存する国立大学等の国立大学教員等が人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

###### 3．基本方針の記載内容の解説

特になし

###### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に国立大学等が特区内に所在することを明らかにすること。

###### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 4 - 1 - 2 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202）

### 1．特例を設ける趣旨

特区において、国立大学教員等が、勤務時間内においても研究成果活用企業の役員の業務に従事できるようにすることにより、国立大学等における研究成果の民間企業における活用を円滑にし、産学連携を一層推進するものです。

### 2．特例の概要

特区内に存する国立大学等の国立大学教員等が、人事院規則14 - 18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に基づくものについては、勤務時間内に行わなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内に行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、承認権者の承認を得て、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるとするものです。

### 3．基本方針の記載内容の解説

特になし

### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に国立大学等が特区内に所在することを明らかにすること。

### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 4 - 2 金融庁所管の規制の特例措置

### 4 - 2 - 1 預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業（301）

#### 1．特例を設ける趣旨

預金取扱金融機関が所有する営業用不動産の遊休部分の賃貸等の可否に関して優先的に判断を示すことにより、地方公共団体の計画する特別区域内の土地の有効利用の一助とするものです。

#### 2．特例の概要

預金取扱金融機関が保有する営業用不動産の有効活用については、銀行法第12条の趣旨を踏まえれば原則自由であり、預金取扱金融機関から照会があれば個別に回答しているところですが、特区において地域の活性化のために現に有効活用したいという案件がある場合には、当該事案にかかる照会の優先回答を行うものです。

#### 3．基本方針の記載内容の解説

預金取扱金融機関とは、銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫法に規定する信用金庫及び信用金庫連合会、中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫法に規定する労働金庫及び労働金庫連合会を指します。

#### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

#### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 3 総務省所管の規制の特例の措置

##### 4 - 3 - 1 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業（401）

###### 1．特例を設ける趣旨

住民票の写しの自動交付機について、地域の特性に応じた市町村の自主的な判断による設置を可能とすることで、住民の利便の向上を図るものです。

###### 2．特例の概要

個人情報保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機の設置を可能とするものです。

###### 3．基本方針の記載内容の解説

現在、住民票の写しの自動交付機については、「請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付の請求に係る留意事項等について」（平成2年6月19日自治振第60号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知）において定められた設置場所、設置基準等を参考としながら各市町村において設置が行われているところですが、特区認定後は、市町村が、個人情報保護やセキュリティに配慮しつつ、地域の特性に応じた設置場所、設置方法等を自主的に判断することとなります。

###### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

###### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 3 - 2 印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業（402）

##### 1．特例を設ける趣旨

印鑑登録証明書の自動交付機について、地域の特性に応じた市町村の自主的な判断による設置を可能とすることで、住民の利便の向上を図るものです。

##### 2．特例の概要

個人情報保護やセキュリティに配慮しつつ、通知で定める基準にかかわらず、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機の設置を可能とするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

現在、印鑑登録証明書の自動交付機については、「印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について」（平成5年12月20日自治振第208号各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知）において定められた設置場所、設置基準等を参考としながら各市町村において設置が行われているところですが、特区認定後は、市町村が、個人情報保護やセキュリティに配慮しつつ、地域の特性に応じた設置場所、設置基準等を自主的に判断することとなります。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし。

#### 4 - 3 - 3 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（403）

##### 1. 特例を設ける趣旨

近年、多くの地域において基幹産業の空洞化が進み、新しい産業の立地が求められています。土地開発公社の所有する造成事業用地がその立地場所として期待される事例が想定されます。当該造成事業用地を活用して新産業の立地を促進する場合には、これを賃貸することがより有効であることが想定されるため、一定の要件に該当する場合にはこれを認め、地域経済の活性化に役立てるものです。

##### 2. 特例の概要

土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって、地方公共団体が設定する特区内に所在するものを業務施設等の用に供するために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると認めて内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該造成地を所有する土地開発公社は、当該造成地に事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することができるものとするものです。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

地方公共団体が特区計画の認定申請を行う際に、既に土地開発公社が所有している土地のうち、公拡法第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって、当該地方公共団体が設定する特区内に所在するものが申請の対象となります。

特区計画の認定を申請する地方公共団体が、当該土地を工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると認め、内閣総理大臣が行う特区計画の認定申請を行い、その認定を受けたときは、当該土地を所有する土地開発公社は、当該土地を工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することができます。なお、「業務施設等」とあるのは、工場や事務所などを示すものです。

事業用借地権は、専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を10年以上20年以下とする借地権であり、居住の用に供するものは対象から除かれます。また、その借地権設定契約は、公正証書によつてしなければならないこととされています（借地借家法第24条参照）。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、当該造成地を賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すると認められた理由を記載すること。また、同欄に、当該造成事業用地の位置を明示すること（図面として添付すること）。

当該特例について、添付書類に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 添付書類のうち「法第4条3項の規定により聴いた意見の概要」に、当該造成地が公拡法第17条第1項第2号の規定により造成されたものであることの確認を含め、当該事業を実施する土地開発公社からの意見を必ず記載すること

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし



#### 4 - 3 - 4 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業（404）

##### 1 特例を設ける趣旨

民間事業者に委ねては地域活性化に必要な高度な電気通信回線設備の整備が期待できない地域特性を有する地域において、地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業を営む場合について、特例を設けて事業参入手続を簡素化することによりその参入を促進し、民間主導原則との調和を図りつつ、ネットワークの全国的な整備を一層促進しようとするものです。

##### 2 特例の概要

地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業を自ら営もうとして、構造改革特別区域計画の認定を受けたときは、電気通信事業法第9条第1項の規定に基づく第一種電気通信事業の許可（参入許可）を受けなくとも、参入許可を受けた者とみなされ、専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業を営むことができること等を内容とするものです。

##### 3 基本方針の記載内容の解説

特になし

##### 4 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 3 - 5 空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業(405)

##### 1. 特例を設ける趣旨

電波干渉との調整を図りつつ、過疎地等利用者が比較的離散的に存在する地域における5GHz帯無線アクセスシステムの効率的な利用を促進するため、5GHz帯無線アクセスシステムの空中線利得の増大を図ることによって、より長距離の通信を可能とするものです。

##### 2. 特例の概要

5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許にあたって、地理的条件や電波の伝搬特性等を考慮して13デシベルを上限に送信空中線の絶対利得を引き上げることにより、基地局(アクセスポイント)からより離れた場所での通信を可能とするものです。なお、これに伴い電波干渉がより遠方の区域まで拡大することから、当該区域周辺も含めた地域の状況を把握した上で無線局免許を行います。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

###### (1) 特定事業の内容について

過疎地等のように利用者が比較的離散的に存在する地域等において、5GHz帯無線アクセスシステムの効率的な展開を実現するため、送信空中線の絶対利得の上限を現行の10デシベルから13デシベルまで引き上げます。これにより、送信空中線に加えられた電力を、一定方向について20倍とすることが可能となります。

当該空中線利得の増大(上限13デシベル)については、当該地域の地理的条件や5GHz帯の電波の伝搬特性等を考慮して免許を行うものですが、地域の状況に応じて、親局側のみで対応する場合、子局側のみで対応する場合、双方で対応する場合のいずれかを選択できます。

なお、送信空中線の絶対利得が10デシベルを超える場合であっても、最大送信機出力(250mW)を低下させるなど、等価等方向輻射電力の値が2.5ワット以下の場合には、現行規定のなかで絶対利得10デシベルを超える送信空中線を使用することが可能です。

また、特例措置においては、最大送信機出力は同じく250mWですが、空中線利得の上限値が13デシベルとなることから、等価等方向輻射電力としては5ワット(現行の2倍)まで可能です。

特例措置の適用を受ける場合でも、5GHz帯無線アクセスシステムの無線設備に係る他の技術基準については、現行規定のとおりです。

## (2) 特区地域周辺の状況の把握について

空中線利得の引き上げにより通信可能エリアが拡大することに伴い、その周辺の広い地域において、電波の干渉を引き起こす可能性のある調整区域も拡大することとなります。

このため、特区計画の認定申請に当たっては、地方公共団体は特定事業の実施地域及びその周辺地域への影響の有無を判断することになります。なお、特定事業が申請する地方公共団体の区域の縁辺部で実施される場合には、当該区域を越える地域を含む他の地方公共団体の状況も十分に把握した上で計画認定の申請を行う必要があります。

### 用語解説

- ・無線アクセスシステム・・・親局（アクセスポイント）を設置し、これと子局との間を無線で接続することによりデータ伝送等の通信を可能とするシステム。主に、電気通信事業者と加入者との間を接続し、高速インターネットアクセス等に利用されている。固定無線アクセス（FWA）とホットスポットがある。
- ・空中線・・・アンテナのこと。電波を発射したり吸収したりするための導線やパラボラアンテナのような輻射器をいう。
- ・空中線利得・・・一つのアンテナを送信又は受信に用いた場合に、ある方向にどの程度電力が輻射されているか、あるいは吸収されているかを標準アンテナと比較したものをいう。
- ・等価等方向輻射電力・・・空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。

## 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄に、当該者を特定する情報（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）を記載すること。当該特例を措置を受けようとする区域を明示すること（図面として添付すること）。
- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、用いようとする5GHz帯無線アクセスシステムの概要（無線設備の概要（空中線電力、使用空中線等がわかるもの）及び無線設備の設置場所（緯度・経度を明記））を示すこと。

- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 3 - 6 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業（406）

##### 1．特例を設ける趣旨

無線アクセスシステム（5GHz帯、22/26/38GHz帯）については、限られた周波数のなかで広く国民がその利便を享受できるように電気通信事業者によるサービスを行うためのシステムとして制度化したものであることから、電気通信事業者によるサービスの提供に十分に配慮しつつ、電気通信業務以外の利用にも用途を拡大し、国民生活の向上等に寄与するものです。

##### 2．特例の概要

無線アクセスシステム（5GHz帯、22/26/38GHz帯）について、公共施設間又は自らの構内・敷地内において、構造改革特別区域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲において通信を行うものである場合に、電波需要等の状況の変化により使用周波数、出力等の調整が行われることもあることを前提に、電気通信業務用以外への免許を可能とするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

###### （1）対象となる事業の具体的な内容について

次の 又は が対象となる事業です。

事業の実施主体が、自らの構内・敷地内において当該実施主体に属する職員、学生等のために行う自営の固定無線アクセス（FWA）活用事業やいわゆる「ホットスポット」的な無線アクセス活用事業

事業の実施主体のうち地方公共団体、国等の行政サービスや公共サービスを担う実施主体が、当該行政サービス等を提供するために実施する、公共施設間を結ぶ固定無線アクセス（FWA）活用事業や公共施設の構内・敷地内（これと一体となった公園等の公共空間を含む。）における住民を対象としたいわゆる「ホットスポット」的な無線アクセス活用事業

なお、当該事業が、他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を含むものである場合は、電気通信事業として実施することが可能であることから、上記の 又は の事業は、電気通信業務に該当しないものを当該特例措置の対象とするものです。

###### （2）電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲について

て

電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲については、必ずしも明確に判断できない場合も想定されることから、次の 又は の場合を対象とするほか、( 3 ) の取り扱いにより対応するものとします。

当該特区において、電気通信事業者が現在無線アクセスシステムを事業展開しておらず、かつ、今後電気通信事業者（新たに電気通信事業者となる者を含む。以下(2)及び(3)において同じ。）が具体的な事業展開を行う予定がない場合

当該特区において、電気通信事業者が現在既に無線アクセスシステムを事業展開している、又は今後具体的に事業展開を行う予定がある場合であっても、特定事業で使用を予定している周波数帯が電気通信事業者の使用している若しくは使用を予定している周波数帯と競合しない場合

特区計画の策定に当たっては、無線アクセスシステムの利用可能周波数帯（5GHz帯、22/26/38GHz帯）のうち5GHz帯については現行の周波数割当てが極めて限られているため、電気通信事業者の事業展開の可能性が将来的にあり電波需要の逼迫することも想定される都市部等の地域においては、特に留意する必要があります。

特区におけるこれらの状況については、特区計画の認定の申請に当たって、地方公共団体が地域の実情等を踏まえ主体的に判断することとなりますが、想定される電気通信事業者等関係者に全て照会するなどの手続きを課するものではありません。

### ( 3 ) 電気通信事業者との将来の調整について

計画認定の申請時には把握することの難しい将来の電気通信事業者のシステム展開や電波需要については、申請する地方公共団体の主体的な判断を尊重するものとします。したがって、将来電波需要等の状況の変化により、免許事項について使用周波数、出力等の調整を行うこともあることから、現行免許制度の中で必要な条件を付するものとします。

### ( 4 ) 特区地域周辺の状況の把握について

特定事業の実施が申請地方公共団体の区域の縁辺部で実施される場合には、当該区域を越える地域を含む他の地方公共団体の状況も十分に把握した上で計画認定の申請を行うものとします。

## 用語解説

- ・無線アクセスシステム・・・親局（アクセスポイント）を設置し、これと子局との間を無線で接続することによりデータ伝送等の通信を可能とするシステム。主に、電気通信事業者と加入者との間を接続し、高速インターネットアクセス等に利用されている。固定無線アクセス（FWA）とホットスポットがある。
- ・固定無線アクセス（FWA）・・・親局（アクセスポイント）を設置し、子局側は建物等に設置したアンテナを介してパソコン等で無線アクセスを行う。
- ・ホットスポット・・・親局（アクセスポイント）を設置し、その周辺で、無線LANカード等（アンテナを含む）を備えたパソコンやPDA（携帯情報端末）で無線アクセスを行う。
- ・電気通信業務・・・電気通信事業者の行う電気通信役務（電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。）の提供の業務をいう。

## 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄に、当該者を特定する情報（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）を記載すること。当該特例を措置を受けようとする区域を明示すること（図面として添付すること）。
- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、用いようとする5GHz帯無線アクセスシステムの概要（無線設備の概要（空中線電力、使用空中線等がわかるもの）及び無線設備の設置場所（緯度・経度、空中線の海拔高及び地上高を明記））を示すこと。

## 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 3 - 7 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（407）

##### 1．特例を設ける趣旨

特区内で農家民宿事業を営む場合において、当該農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定の適用に対する柔軟な対応を明示的に可能とすることにより、農家民宿事業を推進するとともに、当該地域の活性化を図り、もって国民経済の発展に寄与するものです。

##### 2．特例の概要

特区内で農家民宿事業を営む場合、当該特区の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長は、消防庁のガイドラインを参考として、消防法施行令第32条に基づき、消防用設備等の基準に係る同令第3節の規定を適用しないことができる。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

基本方針においては、平成15年3月までに発出する予定のガイドライン（消防庁予防課長通知）で示す内容として、誘導灯及び誘導標識に関する規定の適用除外の考え方を明示したところであるが、これ以外についても、地方公共団体の要望に応じて、安全上支障のない場合にはガイドラインに記載することとします。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし



#### 4 - 3 - 8 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業（408）

##### 1．特例を設ける趣旨

石油コンビナート事業所の再生を推進するため、現行基準と同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（以下、「レイアウト省令」という。）」によらない施設地区の配置を可能とするものです。

##### 2．特例の概要

レイアウト省令の第10条、第11条、第12条の各号で定める基準と同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、基準によらない施設地区の配置等が可能となるものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

- (1) 同意の要件で求める代替措置は、レイアウト省令に定める基準と同等の安全性が確保されているものであることとします。
- (2) 同意の要件で求める総合的な安全性とは、各施設地区の面積又は配置が当該各施設地区相互の関係、当該第1種事業所の敷地の面積及び地形、当該第1種事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがないことをいうものであることとします。
- (3) (2)について安全性の検証は、総務省及び経済産業省が特区計画の認定の際に行います。なお、この場合、申請者は当該計画において採用しようとする代替措置が同意の要件に適合していることを示す実験データ、各種文献等の資料について提示することとします。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「4 特定事業の内容」として、当該各施設地区相互の関係、当該第1種事業所の敷地の面積及び地形、当該第1種事業所の周囲の状況その他の状況（立地状況図、隣接事業所図、連絡導管図、周辺施設分布図、施設等配置図、通路図、通路内施設図、製造施設地区内周図、地形概況図、石油等保有概況書、製造工程書及び工事日程書によること）

特区計画中「5 当該規制の特例措置の内容」として、代替措置の内容（代替措置を講ずる施設地区及び隣接する施設地区の詳細配置図面を含む）

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
代替措置の安全性を説明する資料（実験データ、文献等）

#### 4 - 4 法務省所管の規制の特例措置

##### 4 - 4 - 1 外国人研究者受入れ促進事業（501～503）

###### 1．特例を設ける趣旨

近年、産学連携の強化等により、質の高い研究開発の推進及び当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出を図る動きがみられるところであり、外国人研究者に係る最長の在留期間の伸長及び事業活動を併せて行おうとする外国人研究者に係る活動範囲の拡張等の特例措置を設けることより、外国人研究者の受入れの促進を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

###### 2．特例の概要

特区内の研究施設等において研究活動と当該研究の成果を利用した事業を経営する活動を行おうとする外国人研究者等について、在留資格変更許可等を受けることなく研究活動と併せて経営活動を行うことができることとし、併せて、在留期間の更新を受けずに在留できる最長の期間を3年から5年に伸長する等の措置を講じるものです。

###### 3．基本方針の記載内容の解説

1 の「当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積」について

「相当程度」の「集積」とは、中核となる研究施設の周辺に、複数の研究施設が集まり、それにより当該地域により高い研究推進の素地が生じることが認められるような状況を想定したものです。

1 の「これに関連する産業の発展が相当程度見込まれる」について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられるが、基本的には、法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足ります。

2 の地方公共団体による特定研究等活動に係る機関及びその施設の特定について

特区計画認定を申請する際には、実際に外国人研究者を受け入れる（見込みのある）機関及び当該機関の施設をすべて特定する必要があります。

あらかじめ特定された施設以外について、追加して特定する必要が生じた場合には、特区法第6条第1項の規定により、特区計画の変更認定を受けること等で対応することが可能です。

本特例措置の対象となる外国人が、学会やシンポジウムへの出席、調査活動、営業活動等の理由により、一時的に特区外で特定研究等活動に係る活動を行うことについて

特区外において収入を伴う事業運営活動又は報酬を受ける活動に当たらない非就労活動を行うことは可能であり、さらに、報酬を受ける活動であっても、業として行うものでない場合に限り、講演、講義その他これらに類似する活動など（入管法施行規則第19条の2）を行うことは可能です。

なお、特区外の施設又は特区内の特定されていない施設で行う研究活動については、それが特区内の特定された施設で行う研究活動の一環として、一次的に出張等して行う程度のものであれば特段の問題はありません。

4の「扶養者である外国人研究者の在留期間を踏まえて」について

特定家族滞在活動を行う外国人の在留期間は、原則として扶養者である外国人研究者の在留期間が満了するまでの期間を想定したものです。

「研究のための活動の中核となる施設」について

特区内の特定分野の研究推進の中核的役割を担う施設のことであり、大学の研究施設だけでなく、民間企業又は独立行政法人の施設であっても該当することとします。規模及び設備等については、研究分野により地方公共団体が個別に判断することとなります。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、特定した機関及び施設に関する情報（名称、所在地のほか機関又は施設の概要）を明示すること。
- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、規制の特例の要件（特区法15条1項1号及び同2号）に該当することを判断した根拠を示す内容を明記すること。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 4 - 2 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 (504)

##### 1. 特例を設ける趣旨

外国人研究者等海外からの頭脳流入の拡大により経済活性化を図る地域において、当該地域における特定事業等に係る外国人の受入れにあたり、当該外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理する措置を講じることにより、当該地域における高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものです。

##### 2. 特例の概要

特区において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方入国管理局において特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講じるものです。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

「特例措置の内容」について

特区計画において明示された特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその家族について、入国・在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請）を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じるものです。

##### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4. 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。
- ・ 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期を明示すること。

##### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 4 - 3 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（505）

##### 1．特例を設ける趣旨

構造改革特別区域内における特定事業又はその関連事業における我が国への貢献がある外国人について、永住許可の要件緩和の特例措置を講ずることにより、かかる外国人の長期在留を促進し、これによって地域の活性化等に資することを目的とするものです。

##### 2．特例の概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されているところ、特区の特定事業又はその関連事業に係る外国人で当該事業において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績を3年以上に短縮する措置を講じるものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

「特例措置の内容」の「我が国への貢献」について

永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、特定事業に係る活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

##### 4．特区計画及び添付図書に特記すべき事項

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、外国人が活動する公私の機関及び施設の概要を明らかにする情報並びに外国人の活動の内容を明示すること。
- ・ 特区計画の「9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業」に、当該関連事業の内容、実施主体、開始の時期を明示すること。

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 5 財務省所管の規制の特例措置

##### 4 - 5 - 1 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（701）

###### 1．特例を設ける趣旨

近年、国際物流の増加に伴い最も効率的な輸送経路が求められるなか、貨物の誘致に係る国際競争は非常に厳しいものとなっています。こうした状況の下で、我が国国際物流の効率化を通じて、我が国貿易の振興を図ることが喫緊の課題とされています。

こうした状況に鑑み、関税法の特例措置として、特区において税関の臨時開庁手数料を2分の1に軽減することを通じて、特区における地方公共団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すことにより、我が国貿易の振興を図るものです。

###### 2．特例の概要

本特例措置は、特区において、

税関の執務時間外において、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設が所在し、  
臨時開庁の承認回数が1年を通じて相当数あることが見込まれ、  
かつ、貿易振興に資するため特に必要があるものに該当する、  
ときは、当該地域に置かれている貨物等に係る臨時開庁手数料を2分の1に軽減するものです。

###### 3．基本方針の記載内容の解説

**臨時開庁承認件数が1年間に365回以上ある場合を特例の措置のためのひとつのメルクマールとすることについて**

特区における臨時開庁手数料の軽減により、税関の執務時間外における貨物の通関需要を顕在化させるためには、そもそも、当該区域において平日夜間や土日休日における潜在的な通関需要が恒常的に存在していることが求められます。そのため、1年を通じて平均して1日に少なくとも1件は臨時開庁申請がなされる必要があると考えられることから、当該申請が行われる年の前年までの過去3年間における各年のいずれかの年において臨時開庁申請が365回以上ある場合、あるいは当該申請が行われる年の翌年以後一定の時点までの間に年間の臨時開庁申請が365回以上に達することが合理的な基礎（例：当該区域の地域的特性・物流状況等を考慮した上で、本措置及び当該特区の他の施策の誘発効果等を含めた試算）に基

づいて見込まれる場合、のいずれかに該当することを特例の要件として政令で定めるものです。

#### **特区において、自治体等により、貿易の振興に資するための施策が特区計画に盛り込まれていることを特例の適用要件とすることについて**

本特例の目的は、税関の臨時開庁手数料を特区において軽減することを通じて、特区における地方公共団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すこと等により、我が国貿易の振興を図るものです。こうした観点に鑑み、当該特例が我が国貿易の振興に資するよう、開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などによる貿易の振興に資するための施策が、構造改革特別区域計画に盛り込まれていることを特例の要件として財務省告示で定めるものです。

#### **法第 17 条中の「その他これに準ずる貨物」について**

関税法上、輸出入申告は、原則として、貨物を保税地域に搬入した後に行わなければならないこととされていますが、その例外として、貨物の性質・形状を考慮して、外国貿易船等に積載したままの状態での輸出入の申告を行い、許可を得ることができる場合（穀物や工業原料等の本船扱い）などがあることから、これらのケースも特例の対象になりうることを「その他これに準ずる貨物」として明らかにしたものです。

#### **4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点**

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

##### **・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、**

当該特区内に所在する税関の執務時間外において貨物の積卸し又は運搬をすることができる港湾施設又は空港施設の位置及び概要（税関の執務時間外において貨物の積卸し又は運搬をすることができることが明らかとなるように記述してください。）

当該特区を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認が、過去 3 年間で年間 365 回以上ある年が無い場合は、当該特区計画の申請年の翌年以後一定の時点（今後、具体的に検討）までの間に年間の臨時開庁申請が 365 回以上に達することが合理的な基礎に基づいて見込まれることの説明（過去 3 年間の実績については、財務省関税局業務課に照会して下さい。）



開港又は税関空港に所在する港湾施設又は空港施設における利用者利便の向上（使用料の軽減、利用手続の簡素化等）又はこれら施設利用の促進（港湾・空港関連インフラの整備、定期航路の誘致等）などを通じて貿易の振興に資する施策

を記載すること

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 5 - 2 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 (702)

##### 1. 特例を設ける趣旨

近年、国際物流の増加に伴い最も効率的な輸送経路が求められるなか、貨物の誘致に係る国際競争は非常に厳しいものとなっています。こうした状況の下で、我が国国際物流の効率化を通じて、我が国貿易の振興を図ることが喫緊の課題とされているところです。

こうした状況に鑑み、今般、平日夜間又は土日休日といった税関の執務時間外における通関体制を特区の施策として整備することとし、これを通じて、特区における地方公共団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すことにより、我が国貿易の振興を図るものです。

##### 2. 特例の概要

本措置は、法第十七条の規定に基づく特例措置を含んだ特区計画が認定された場合において、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯（例えば、1時間当たり1件以上の申請）において、当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とするものです。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

**臨時開庁申請件数が1時間当たり1件以上あることを、申請が確実に見込めることの例示としたことについて**

公費の支出には効率的な資源配分と確実な効果の発揮が求められており、具体的な通関需要が見込まれない時間帯についてまで職員を配置することには問題が多いことから、本特例が適用される時間帯を、「臨時開庁申請が確実に見込める時間帯」に限っているところです。現在、その具体化については検討中ですが、例えば、「1時間当たり1件以上の臨時開庁申請があることが見込まれること」などが想定されます。

**本特例の適用を受けるためには、併せて「臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」の適用を受けることが前提とされている理由について**

本特例は、臨時開庁手数料の軽減に係る特例の目的と同様、税関の執務時間外における通関体制を整備することを通じて、特区における地方公共

団体による自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すこと等により、我が国貿易の振興を図るものです。こうした観点に立ち、本特例については、臨時開庁手数料の軽減に係る特例に対する更なる上乘せ措置として、一定の要件を満たす時間帯については職員を常駐させること等を定めたものです。

**基本方針にある「その他の時間帯については、個々の申請に応じ、必ず所要の職員を配置できる体制とする」ことについて**

本措置は、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯については予め職員を常駐させることとするが、その他の時間帯についても、事前の要請を受ければ必ず対応できる体制を構築することとするものです。

**4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点**

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、  
当該特区を管轄区域とする税関官署において、臨時開庁申請が確実に見込めるものとして職員の常駐を希望する時間帯（例えば、1時間当たり1件以上の臨時開庁申請があるなどの客観的な根拠をあわせて示してください。）

を記述すること。

**5．当該特例に関して特に必要な添付書類**

特になし

#### 4 - 5 - 3 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業（703）

##### 1．特例を設ける趣旨

近年、国際物流の増加・迅速化に伴い最も効率的な流通形態が求められている中、外国貨物についての蔵置、加工・製造、展示等の機能を総合的に活用することができる総合保税地域の設置促進と有効活用が求められています。

こうした状況に鑑み、特区においては、地方公共団体等の出資比率要件（一の地方公共団体等の出資が10%以上であること）を充足しない民間事業者等に対しても総合保税地域の許可を行うことを可能とすることにより、民間事業者等による国際物流の効率化に向けた取組みを促し、貿易の振興に寄与することとしたものです。

##### 2．特例の概要

地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち特区計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする特例措置です。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

「道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて」について

総合保税地域は外国貨物等を取り扱う比較的大規模の大きい物流施設です。このため、総合保税地域の機能が十分発揮されるためには、その物流を支えることができるだけの交通施設が整備されている必要があります。

なお、交通施設として、総合保税地域が設置されることとなる地域における道路、外国貨物という性質上その輸送に必ず利用される港湾及び空港を例示しているが、鉄軌道等もこれに含めることは可能です。

また、特区内に港湾及び空港がなくとも、総合保税地域で取り扱われる貨物の輸送に利用される港湾又は空港やその間との道路が整備されていればよいこととなります。

従って、特区計画には、特区における特性として、そのような交通施設が整備されていることを記載することとなります。

「民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される」について

本特例措置は、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人に対して総合保税地域の許可を行うことを可能とする措置であることから、純粋な民間事業者により又は民間事業者が90%を超える出資をした法人により総合保税地域が設置及び運営されることにより、その経済的効果として貨物の流通が相当程度増進されることが必要であるとするものです。なお、この要件への適合性の判断は地方公共団体が一義的に行うものです。

従って、特区計画においては、経済的社会的効果として、純粋な民間事業者等による総合保税地域の設置及び運営の促進により貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれることを記載することとなります。

「特区計画に特定事業の実施主体として定められたもの」について

特区の趣旨に沿った総合保税地域の設置及び運営が行われるよう、特区計画における特定事業の実施主体を本特例措置により総合保税地域の許可を受けることとなる者として定めるものです。

実施主体の具体的な記載方法は、特定の法人名を記載することに限られず、その対象となる法人の範囲が明確に特定されているものであれば、地方公共団体の政策と判断に基づき、どのように定めることも可能です。

#### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて・・・貨物の流通が相当程度増進される地域」であると判断した根拠（交通施設の整備状況を含む）を明らかにすること。

#### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 5 - 4 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）

##### 1．特例を設ける趣旨

産学官連携の地域レベルにおける積極的な推進は、様々な分野での研究開発を促進し、科学技術の一層の発展に寄与するのみならず地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資すると考えられます。このため、特区内に所在する国の試験研究施設について、その使用許可基準の緩和を図るとともに、手続きの簡素化を行う特例措置を設けることとしたものです。

##### 2．特例の概要

各省各庁の長が所管する行政財産を使用させ、又は収益させようとする場合は、国有財産の総括機関である財務大臣に原則協議しなければならないこととされています。

特区内に所在する国の試験研究施設を使用して、産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させようとする場合には、手続きの一層の簡素化を図ることとし、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要さず、当該施設を所管する各省各庁の長は、その旨を財務大臣へ通知することで足りることとしたものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

特になし

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 5 - 5 国の試験研究施設の使用の容易化事業（705）

##### 1．特例を設ける趣旨

産学官連携の地域レベルにおける積極的な推進は、様々な分野での研究開発を促進し、科学技術の一層の発展に寄与するのみならず地域の活性化につながるものであり、更には国有財産の有効活用にも資すると考えられます。このため、特区内に所在する国の試験研究施設について、その使用許可基準の緩和を図るとともに、手続きの簡素化を行う特例措置を設けることとしたものです。

##### 2．特例の概要

行政財産は、国有財産の効率的な利用等の見地から、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益を許可することができることとされており、国の試験研究施設については、当該施設を使用しなければ、試験、研究、試作等が困難な場合に限り、認めているところです。

特区内に所在する国の試験研究施設については、上記の困難性の有無にかかわらず、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による使用を許可することができることとしたものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

特になし

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 4 - 6 文部科学省所管の規制の特例措置

### 4 - 6 - 1 校地・校舎の自己所有を要しない専門職大学院設置事業 (801-1)

#### 1. 特例を設ける趣旨

特区において、専門職大学院の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する人材の育成を促進するものです。

#### 2. 特例の概要

地方公共団体が、学校教育法第65条第2項に定める専門職大学院設置のニーズが高く、校地・校舎を自己所有することが困難であると認める地域において、専門職大学院大学の設置に伴う学校法人の寄付行為の認可に当たっては、校地及び校舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとするものです。

#### 3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「専門職大学院」とは、高度専門職業人の養成に特化した実践的な教育を行う大学院のことをいいます。(「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもの(学校教育法第65条第2項：平成15年4月1日施行)」)
- ・ 「専門職大学院設置のニーズが高く、校地・校舎を自己所有とすることが困難であると認める地域」とは、例えば、社会人が多く在住又は通勤している地域において、その勉学意欲を満たすため専門職大学院の設置を促進する必要があるにもかかわらず、地価が高い等の理由から、私立専門職大学院の設置に必要な校地・校舎の自己所有が困難である地域などが想定されますが、申請地方公共団体において柔軟に判断することができることとします。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし



#### 4 - 6 - 2 校地・校舎の自己所有を要しない不登校児童生徒対象学校設置事業（801-2）

##### 1．特例を設ける趣旨

特区において、地域の実情に即して、当該自治体の発意により、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒に対して、適切な学校教育を施すため、これらを対象とする学校の設置を促進するものです。

##### 2．特例の概要

基本方針別表第1中番号803の特例措置に基づいて設置される学校その他不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校の設置を目的とする学校法人の設立認可について、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、校地校舎の自己所有要件を求める必要がないものとします。（なお、既存の学校法人が当該学校を設置する場合も同様とします。）

##### 3．基本方針の記載内容の解説

- ・ 「不登校、又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校」の定義については4-6-4の3.を参照のこと。なお、当該特例措置の対象は、基本方針別表第1中番号803の特例を受けて教育課程を弾力化している学校には限らないものとしています。
- ・ どのような場合について「学校経営の安定性・継続性が担保できる」かについては、各都道府県知事に委ねることとします。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 3 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（ 8 0 2 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

地方公共団体及び学校が自発性に基づき設定した課題に基づき、教育課程の基準によらない教育課程の実験的な編成・実施を可能とすることにより、当該地域における学校教育の活性化を図り、教育課程の改善に資するものです。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体が、憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等の取組みを行うことが適切であるものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該計画を実施するに当たって適切な期間、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

特区としての認定に係る手続きとは別に文部科学大臣の認定（指定）が必要となるのか。

本制度に係る計画の認定については、内閣総理大臣の認定の他に、別途文部科学大臣の認定は行わない。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄においては、以下の点を明確にした上で、地方公共団体が当該計画について「憲法、教育基本法上の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえ」としていると判断した根拠を具体的に記載すること。

###### 取組の期間等

本計画の実施する期間及びその期間を設定した理由について記述すること。

###### 教育課程の基準によらない部分

本計画の実施にあたり、現行の教育課程の基準（高等学校等については、平成12年度以降実施している移行措置を含む）をどのように変更するかについて、箇条書きで具体的に記入すること（現行の基準の枠内で可能なものは記入しないこと）。

計画初年度の教育課程の内容等

計画初年度の教育内容・方法等について具体的に分かるよう記述すること（その際、教科等の構成及び配當時数を示した教育課程表を添付すること）。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 6 - 4 不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業（803）

##### 1．特例を設ける趣旨

本事業は、特区制度の下で、地域の実情に即して、当該地方公共団体の発意により、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒に対して、児童生徒の実態に即した学習の支援が行われるようにするものです。

##### 2．特例の概要

地方公共団体が、不登校又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校において、憲法・教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校児童生徒に配慮した教育がなされるものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

「不登校及びそれに類する状態にある児童生徒」を対象とすることについて

「不登校及びそれに類する状態にある児童生徒」については、不登校状態であるかないかについては、文部科学省の調査で示された年間30日以上欠席という定義が一つの参考となると考えるところですが、その判断は当該学校を所管する地方公共団体の教育委員会によるものとします。また、完全な不登校状態でなくとも、断続的な不登校等、不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となりうると解されます。

「不登校児童生徒に配慮した教育」とは、例示にあるように、不登校児童生徒の学習状況に合わせた習熟度別の教科指導（少人数制の指導や小中学校間のカリキュラムの連携による補習的授業等）、個々の生徒の実態に即した適応指導（児童生徒へのきめ細かい訪問や保護者への支援等）、学校外の学習プログラムの積極的な活用など、不登校児童生徒へのきめ細かな対応を指し、計画を申請する地方公共団体において、地域の実情に合わせ、個別・具体的に検討されるものです。

「教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施」とは、具体的には、学校教育法に定める各学校段階の目標の達成に努めつつ、学校教育法施行

規則第24条・第24条の2、第25条の定めに関わらず、教育課程を編成・実施することができることをいいます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、地方公共団体が「憲法、教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校児童生徒に配慮した教育がなされる」と判断した根拠を以下の点を明確にした上で記載すること。

学校名

今後、新設される場合には仮の名前でもよい。

不登校児童生徒に対する具体的な配慮事項

学校における教職員配置計画（予定している校務分掌の体制にも触れることが好ましい）、初年度の児童生徒数・学級数の見込み、施設・設備に関する特別な事項など可能な限り具体的に記述すること

教育課程の基準によらない部分

本計画の実施にあたり、現行の教育課程の基準をどのように変更するかについて、箇条書きで具体的に記入すること（現行の基準の枠内で可能なものは記入しないこと）。

計画初年度の教育課程の内容等

計画初年度の教育内容・方法等について具体的に分かるよう記述すること（その際、教科等の構成及び配当時数を示した教育課程表を添付すること）。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 5 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業 ( 8 0 4 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

高等学校、中等教育学校（後期課程）の生徒が行う他の高等学校や中等教育学校（後期課程）、大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を緩和することにより、自校には設けられていない科目の履修による生徒の選択幅の拡大を促し、もって、多様化する生徒の興味・関心、能力・適性、進路等にきめ細かく対応できる学校づくりの推進に資するものです。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体が、高等学校又は中等教育学校（後期課程）において、地域の特性を生かした教育課程の編成等を可能とするために教育上特に配慮が必要な事情があるとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、高等学校、中等教育学校（後期課程）の生徒が行う他の高等学校や中等教育学校（後期課程）、大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を、36単位（現行20単位）とすることができるものとします。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「他の高等学校や中等教育学校（後期課程）、大学等における学校外の学修」とは、具体的には以下に掲げる学修を含みます（学校教育法施行規則第63条の3、第63条の4）。

他の高等学校又は中等教育学校の後期課程における一部の科目の修得に係る学修

大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修  
大学において開設する公開講座及び公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修

知識及び技能に関する審査の合格に係る学修

ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動に係る学修

スポーツ又は文化に関する分野における活動に係る学修で顕著な成果をあげたもの

- ・ 「教育上特に配慮が必要な事情」とは、高等学校において、現行の学校外における学修の単位認定（20単位まで）の取り組みでは多様化する生徒の興

味・関心等にきめ細かく対応するための教育課程編成ができないなどの事情が考えられますが、具体的には当該地方公共団体の判断によります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、単位認定する学校外学修の目的及び内容（学校名、初年度に単位認定を行う予定の教科・科目、認定しようとする単位数を含む）、周辺地域に比して教育上特に配慮が必要な実情について記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 6 IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（805）

##### 1．特例を設ける趣旨

本事業は、IT等を活用した学習の支援等を行うことにより、学習意欲があるにもかかわらず学校に通うことができない状態にある不登校児童生徒に対し、実態に即して、学習の機会を充実するものです。

##### 2．特例の概要

地方公共団体が、訪問等による対面の指導が適切に行われている場合であって、当該地方公共団体、学校法人、民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を、不登校又はそれに類する状態にある児童生徒が適応指導教室、民間施設又は自宅で行うものとして、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該学習について、校長は指導要録上出席扱いすること又はその成果を評価に反映することができるとするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

###### 「不登校児童生徒」について

本事業は特に引きこもり状態にあり、学習意欲があるにもかかわらず学校に行かれない児童生徒に対し、IT等を活用した学習支援を行うことを主に想定したのですが、対象の児童生徒は引きこもり状態にある不登校児童生徒には限定されません。不登校状態であるかないかについては、4 - 6 - 4 3. の定義が一つの参考となると考えるが、その判断は当該学校を所管する地方公共団体の教育委員会によります。また、完全な不登校状態でなくとも、断続的な不登校等、不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となりうると解されます。

###### 「IT等」について

「等」にはペーパーによる学習も含まれます。

IT等を活用した学習活動を行う場及びそれに伴う対面指導を行う場について

適応指導教室・民間施設・自宅いずれにおいても想定されうるところであり、その場は限定されません。

対面指導の実施について



不登校児童生徒への適切な対応の観点から、不登校児童生徒に対する状況に応じたきめ細かい訪問等の対面での指導は重要であり、また、技術的なサポートを必要とする観点からも、対面指導を適切に位置づける必要があるため、全てをIT等を活用した学習とすることは不適切です。

そのほか、対面指導を適切に実施する観点から、対象とする児童生徒は、原則として、当該特例措置を実施する特区内部に居住する児童生徒が想定されます。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、IT等の学習プログラム等の提供主体、実施体制について明記すること。
  
- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、当該IT等を活用した学習活動の具体的な概要について以下の点を明確にした上で記載すること。
  - IT等を活用した学習活動に関する概要
  - 学習活動の具体的な内容、具体的な指導方法について記述すること
  
  - 校長が当該児童生徒を出席扱い等とする場合の判断の根拠となる事項  
特に次の点について明確にすること
  - ・IT等を活用した学習活動への児童生徒の取組状況の把握の方法及び成果の評価に反映させる事項
  - ・対面指導の内容（具体的手段、場所、指導する者、頻度）

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 7 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（ 8 0 6 ）

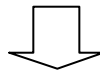
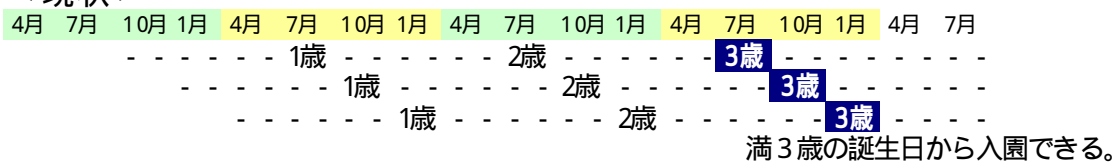
##### 1 . 特例を設ける趣旨

少子化や過疎化の進行による兄弟姉妹や遊び相手の減少、都市化や核家族化などによる地域や家庭の教育力の低下等により、幼児の社会性を涵養することが困難となっている地域において、幼稚園に在籍する幼児が他の幼児とともに活動する機会が充実することにより、社会性が涵養されることが期待できます。

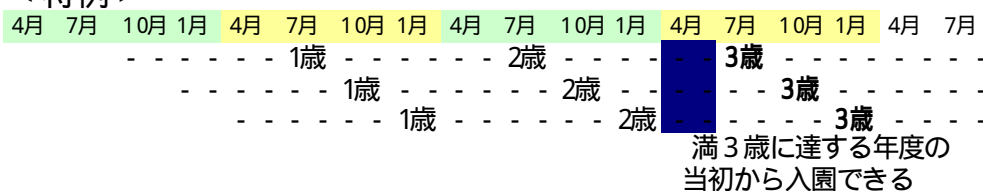
##### 2 . 特例の概要

幼稚園に入園できる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とされている（学校教育法第80条）が、特区において、幼児が満三歳に達する年度の当初から幼稚園に入園できるよう特例を設けるものです。

###### < 現状 >



###### < 特例 >



##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

「経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したこと」について

特例が適用される地域の例として、少子化等により幼児数が減少し、または都市化等により幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少していることを挙げたものです。

「その他の事情」について  
保護者から当該特定事業の実施の要望が特に多いことなどを想定しており、地方公共団体の事情に応じ幅広く対応できるようにしたものです。

「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められる」について  
幼児が社会性を涵養することが困難となっていることをさします。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点  
特になし
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 6 - 8 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（ 8 0 7 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

少子化や過疎化の進行による兄弟姉妹や遊び相手の減少、都市化や核家族化などによる地域や家庭の教育力の低下等により、幼児の社会性を涵養することが困難となっている地域において、幼稚園に在籍する幼児がその同年齢帯の幼児とともに活動する機会が充実することにより、社会性が涵養されることが期待できます。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体が、幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情により、幼児の社会性を涵養することが困難となっていると認める地域においては、幼稚園設置基準第五条一項の専任規定に関わらず、学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない幼児（保育所児等）を含めて教育・保育することができるようにするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

###### 幼稚園設置基準第五条一項について

幼稚園には園長のほか、各学級に少なくとも専任の教諭一人を置かなければならないこととされています。「専任の教諭」は保育士や他の学校の教諭等の職を兼ねることができないため、幼稚園と保育所等の合同保育を一人で行う際には、本特例の適用を受ける必要があります。

###### 「保育所児等」について

保育所に在籍する同年齢帯の幼児のほか、認可外保育施設等に在籍する幼児等を想定しています。

###### 「幼児数の減少または幼児が他の幼児と共に活動する機会の減少等の事情」について

特例が適用される地域の例として、少子化等により幼児数が減少し、または都市化等により幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少していることを挙げたものです。その他の事情としては、保護者から当該特定事業の

実施の要望が特に多いことなどを想定しており、地方公共団体の事情に応じ幅広く対応できるようにしたものです。

- 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点  
特になし
  
- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 6 - 9 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業（808）

##### 1．特例を設ける趣旨

特区において、市町村費負担教職員任用事業による市町村教育委員会での独自の教員採用が可能になることから、当該市町村教育委員会において教員免許状を有しない者の採用選考を行う場合、都道府県教育委員会における教員免許状授与のための必要書類、手続きが採用選考のものと重複し、必要以上に免許状授与手続きが長期化、複雑化しないようにするものです。

##### 2．特例の概要

教員免許状を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用する場合に、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会が、学識経験者の意見聴取の聴取内容、必要書類及び手続きについてあらかじめ協議し定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続きの迅速化を図るものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

当該規制の特例措置は、4 - 6 - 11で解説する規制の特例措置（市町村費負担教職員任用事業）が当該特区計画に記載されている場合に適用されるものです。

教員免許を有しない社会人や外国人が授業を担当する方法について

- ・教員免許を有していないが優れた知識や経験を有する社会人や外国人は、都道府県教育委員会の行う教育職員検定によって特別免許状を授与され、教員資格を得ることができます。また、外国の免許状を有している場合等にも、教育職員検定によって普通免許状等を授与され、教員資格を得ることができます。

なお、特別非常勤講師として都道府県教育委員会に届け出ることによって、教科等の領域の一部を担当することも可能です。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 1 0 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業（ 8 0 9 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

特区において、市町村費負担教職員任用事業による市町村教育委員会での独自の教員採用が可能になることから、当該市町村教育委員会において教員免許状を有しない者の採用選考を行う場合、都道府県教育委員会における教員免許状授与のための必要書類、手続きが採用選考のものと重複し、必要以上に免許状授与手続きが長期化、複雑化しないようにするものです。

##### 2 . 特例の概要

教員免許状を有しない者を市町村費負担教職員として任用する場合に、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会が、免許状授与要件や手続きについてあらかじめ協議・連携し、市町村における採用選考及び都道府県における教育職員検定に必要な書類・手続きについて統一化、簡素化しておくことにより、免許状授与手続きの簡素化を図るものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

当該規制の特例措置は、4 - 6 - 1 1 で解説する規制の特例措置（市町村費負担教職員任用事業）が当該特区計画に記載されている場合に適用されるものです。

そのほか、4 - 6 - 9 の 3 . の記述を参照してください。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 1 1 市町村費負担教職員任用事業（ 8 1 0 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

市町村教育委員会が、市町村立の小中学校等において、地域の実情に応じた教育や各学校における特色ある学校づくりを図るために、義務標準法等の規定に基づき都道府県教育委員会が定めた教職員定数とは別に、市町村がその給与を負担することにより常勤の教職員を任用することができることを明らかにするものです。

##### 2 . 特例の概要

市町村教育委員会が、市町村立の小中学校等について周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があるものと認めてその教職員を任用しようとする場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後の任用については、市町村立学校職員給与負担法第 1 条又は第 2 条の規定は適用しない。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

###### 市町村費負担教職員任用事業が適用される場合について

市町村費負担教職員の任用については、市町村教育委員会が特区の区域について周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があると認めて申請され、当該特区計画が認定された場合に適用されることとなります。なお、法律上、産業を担う人材の育成や国際理解の促進が例示されているが、これらに限らず、広く市町村教育委員会が必要な事情があると認める場合に認定されることになる。

###### 市町村費負担教職員による学級担任や教科担任について

市町村費負担教職員が学級担任や教科担任を担当することは可能です。市町村費負担教職員の任用は、標準法等の規定に基づき都道府県教育委員会が定めた教職員定数の範囲内で県費負担教職員が必要数配置された上で、それとは別に、市町村が地域の特性に応じた特色ある学校教育を行うため、自らの負担により常勤の教職員を任用するものです。市町村費負担教職員が任用されている学校で、どの教員に担任を持たせるかは、校長が校務分掌の中で決定することとなり、県費負担か市町村費負担かを問われることはありません。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。



- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、市町村教育委員会が、当該区域において周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情があると認める理由を記載すること。

- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 6 - 1 2 校地面積基準の引き下げによる大学設置事業（ 8 1 1 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

特区において、大学の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、広い知識を有するとともに、深く専門の学芸を修得することにより知的、道徳的、応用的能力を有する人材の育成を促進するものです。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「地域の集積が高い等の特別の理由」とは、キャンパスを設けたい地域に、空地等の利用可能な土地がない場合等が想定されます。
- ・ 「大学の教育・研究に支障が生じない場合」とは、校地面積が基準面積に満たなくとも、大学の実施する教育・研究の実態からして必要かつ十分な空間は確保されている等により、大学の教育・研究に支障が生じない場合が想定されます。

なお、この特例措置は、大学等の設置認可・届出や収容定員の増加等の際に適用されるだけでなく、既設大学等の基準としても適用されます。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 1 3 校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業（ 8 1 2 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

特区において、大学院の設置を促進することにより、当該特区における教育研究の活性化を図り、学術の理論及び応用を修得し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与する人材の育成を促進するものです。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減ずることができるようにする。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「地域の集積が高い等の特別の理由」とは、キャンパスを設けたい地域に、空地等の利用可能な土地がない場合等が想定されます。
  - ・ 「大学院の教育・研究に支障が生じない場合」とは、校舎面積が基準面積に満たなくとも、大学院の実施する教育・研究の実態からして必要かつ十分な施設が確保されている等により、大学院の教育・研究に支障が生じない場合が想定されます。
- なお、この特例措置は、大学院等の設置認可・届出や収容定員の増加等の際に適用されるだけでなく、既設大学院等の基準としても適用されます。

大学院の校地面積基準については、全国的に一律の数量基準を設けないこととしています。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 6 - 1 4 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 ( 8 1 3、8 1 4、8 1 5 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

国と国以外の者との研究交流を更に活性化し、我が国の科学技術の効率的推進を図るとともに、当該交流を通じた地域の活性化を図るために、研究交流促進法第 1 1 条の国有施設等の廉価使用に関して特例措置を設けるものです。

##### 2 . 特例の概要

特区計画において当該規制の特例を受ける主体とされた国立大学等の試験研究機関においては、当該計画が認定を受けた場合、研究交流促進法第 1 1 条に掲げる国有施設等の廉価使用に関して対象範囲の拡大、条件の緩和及び手続きの簡素化の措置を講ずるものとする。

##### 3 . 本方針の記載内容の解説

基本方針別表 1 の番号 8 1 5 の特例措置である国の試験研究機関の施設等の廉価使用に際しての手続きの簡素化（財務大臣への協議の不要化）については、番号 8 1 3 又は 8 1 4 の特例措置と必ずあわせて適用されることとなります。

「中核となる国の機関」「特定の分野」について

- ・「中核となる国の機関」とは、地方公共団体が当該事業を行うこととして指定する区域内に所在する国立大学等の国の試験研究機関であり、かつ、当該区域において既に実施され、これまでも共同研究等の実績が認められる、特定の分野の研究に関して中核的役割を担っている機関を想定しています。
- ・「特定の分野」とは、特区計画において当該規制の特例を受ける主体とされた国の機関で行う研究の対象として掲げる研究の分野であり、一般にこれまでの実績等に照らして当該地域において優位性を有している研究の分野として、例えば、ライフサイエンス、IT、ナノ・材料、環境、製造業等が想定されます。
- ・いずれにしても、地方公共団体の判断が尊重されます。

「交流の実績が相当程度あり」について

- ・「交流の実績が相当程度あり」の具体的内容としては、当該措置を実施する予定の国立大学等の研究機関において、これまで当該研究に関する共同研究、受託研究の件数や研究に係る人的交流等の実績があることなどが想定されますが、一義的には地方公共団体の判断が尊重されます。

「相当程度集積する」について

- ・「相当程度集積する」の具体的内容としては、当該措置を通じて、研究交流が活発化し、当該中核となる国立大学等の研究機関を中心として当該研究分野に係る企業等が複数以上集まる状況が想定されますが、一義的には地方公共団体の判断が尊重されます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、当該国の機関における当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績、当該交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものと認めた理由、当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設の集積見込みを記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 4 - 7 厚生労働省所管の規制の特例措置

### 4 - 7 - 1 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業 (901)

#### 1. 特例を設ける趣旨

相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域においては、雇用のミスマッチが生じているものと考えられますが、このような地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるようにする特例を設け、雇用のミスマッチの解消を図るものです。

#### 2. 特例の概要

地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たすものと認めて特区計画を申請し、認定された場合に、当該特区内において、都道府県労働局長の認定を受けた社会保険労務士が、求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるように、社会保険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務の特例を設けるものです。

#### 3. 基本方針の記載内容の解説

厚生労働省令で定める状態（相当数の求人があること、求人数に比して就職者数が少ないこと、の傾向が一定期間継続していること）とは、次のような状態です。

認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態。

開業後一定年数を経過していることとは、次のような状態です。

社会保険労務士法第2条に規定する事務を行うための事務所を設けてから3年以上経過していること。

懲戒処分を受けていないこととは、次のような状態です。  
社会保険労務士法第25条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たす者と認めた根拠（求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標及びこれらと比較した他の地域の指標等）を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 7 - 2 島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業（902）

##### 1．特例を設ける趣旨

特例の対象となる島嶼部の基準に適合する特区内の島嶼部の地域（市町村）については、当該市町村長による公共職業安定所への求人・求職の取り次ぎ事務を行うことを可能とすることにより、当該特区内の島嶼部の地域の求人・求職活動の円滑化に資するものです。

##### 2．特例の概要

特例の対象となる島嶼部の基準（求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な島嶼部であって、かつ、当該島嶼部内のいずれかの地域（市町村）の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以内であること）に適合する島嶼部内の地域（市町村）が特区計画の認定を受けた場合、当該市町村長による公共職業安定所への求人・求職の取り次ぎ事務を可能とするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

「市町村長による公共職業安定所への求人・求職の取り次ぎ事務」とは、上記の基準に適合する島嶼部内の地域（市町村）が特区計画の認定を受けた場合、職業安定法第11条第1項に基づき可能となる同項に掲げる次の事務をいいます。

- 1 指定地域内に所在する事業所からの求人又は指定地域内に居住する求職者からの求職の申込みを管轄公共職業安定所に取り次ぐこと。
- 2 管轄公共職業安定所からの照会に応じて、指定地域内に所在する事業所に係る求人者又は指定地域内に居住する求職者の職業紹介に関し必要な事項を調査すること。
- 3 管轄公共職業安定所からの求人又は求職に関する情報を指定地域内に所在する事業所に係る求人者又は指定地域内に居住する求職者に周知させること。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区の区域が上記の「特例の対象となる島嶼部の基準」に適合していることを明らかにする情報（地区別の人口数を示す表、公共の交通機関の発着時刻表など。必要に



応じて地図を添付。)を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 7 - 3 官民共同窓口の設置による職業紹介事業（903）

##### 1．特例を設ける趣旨

現在の厳しい雇用失業情勢の下、求職者の利便性を高め、労働力需給調整を効果的に実施するため、官民相まって職業紹介を実施することによって労働力需給調整がより円滑化すると考えられる地域に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者の共同窓口が設置された際には、効果的な職業紹介サービス提供を可能とするため、双方の情報を共有化し、相互に連絡・回付することを可能とする特例を設けるものです。

##### 2．特例の概要

地方公共団体が用意した施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事業者の共同窓口を設置し、共同して職業紹介サービスを提供する際に、安定所と民間事業者との間で求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務等を定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触しないものであることを明確化するものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

民間職業紹介事業者については、有料の職業紹介事業を行う者または無料の職業紹介事業を行う者のいずれかを問いません。

また、共同窓口を設置する際に、複数の民間職業紹介事業者が参加することも可能です。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 7 - 4 地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行業業 (904)

##### 1. 特例を設ける趣旨

キャリア形成促進助成金の申請については、事業主が申請を行うこととしていますが、地域の特色を活かした人材育成を行う地方公共団体においては、支給事務実施の適正化の観点及び事業内職業能力開発計画の策定の適正化の観点から問題が少ないため、特例として当該申請に係る代行を行えるものとするものです。

##### 2. 特例の概要

地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体が認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口（雇用・能力開発機構）による照会への対応等の申請事務を一括して無償で代行することを可能とするものです。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

独自の人材育成計画とは、地方公共団体が主体となりその地域の産業界及び教育機関と連携するなどして作成されたものをいいます。

地方公共団体が認定した教育訓練とは、当該地方公共団体が有する人材育成計画に沿うと地方公共団体が判断するものです。

年間職業能力開発計画とは、事業内職業能力開発計画に基づいた職業訓練、職業能力開発のための休暇、職業能力の評価、キャリア・コンサルティングその他の職業能力開発に関する計画であって、事業主が1年ごとに定めるものをいいますが、特区に係る特例においてはその作成について地方公共団体の代行を可能とするものです。

##### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、当該地方公共団体独自の人材育成計画を記載すること。
- ##### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
- 特になし

#### 4 - 7 - 5 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業（905）

##### 1．特例を設ける趣旨

特区において、地方公共団体の条例で設置された農業者研修教育施設の長は、職業安定法第33条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、当該教育施設の学生又は当該教育施設を卒業した者について、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことにより農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要供給の円滑な調整に資するものです。

##### 2．特例の概要

無料の職業紹介事業を行おうとする者（職業安定法第33条の2第1項各号に掲げる者を除く）は、職業安定法第33条に基づき、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。特区計画の認定を受けたときは、農業者研修教育施設の長は、同条の規定にかかわらず、厚生労働大臣に届け出て、農業者研修教育施設の学生等を対象に、同項に規定する無料の職業紹介事業を行うことができることとなります。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

- ・ 「農業者研修教育施設」とは、地方公共団体の条例の規定により設置された教育施設であって、次の各号のいずれにも該当するものである。
  - 1 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置する農業者研修教育施設であること。
  - 2 その教育施設の学生が、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であること。
- ・ 「農業者研修教育施設の学生等」とは、農業者研修教育施設の学生又は農業者研修教育施設を卒業した者をいう。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 7 - 6 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業 ( 9 0 6 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

近隣において知的障害者デイサービス事業及び児童デイサービス事業を利用することが困難な知的障害者及び障害児が、介護保険法の規定に基づく指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所等を利用できるようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とすることなどを目的としています。

##### 2 . 特例の概要

食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準」を満たしていれば、知的障害者及び障害児についても指定通所介護を利用できるようにします。

障害児について、介護保険法による指定通所介護事業者並びに身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の特区計画中に定められていることを条件として、介護保険法による指定通所介護事業者並びに身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者を利用できるようにします。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

- ( 1 ) 指定通所介護事業所を 6 5 歳未満の身体障害者が利用することについては、「 6 5 歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護及び短期入所生活介護を利用する場合の取扱について」(平成 1 2 年 3 月 3 1 日障障第 1 6 号・老計第 1 6 号)により既に認められているところです。また、身体障害者が知的障害者デイサービス事業所を利用すること及び知的障害者が身体障害者デイサービス事業所を利用することについても、「身体障害者デイサービス事業及び在宅知的障害者デイサービス事業の運営について」(平成 1 2 年 1 1 月 2 2 日障障第 4 9 号)により既に認められているところです。

本特例措置においては、新たに指定通所介護事業所を、知的障害者及び障害児が利用することを認めるとともに、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所を、障害児が利用することを認めるものです。

(2) 本特例措置は、各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うことを想定しています。

(3) 基本方針中、特例措置の内容1.における具体的な取扱いは、次のとおりです。

食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

(4) 障害児を各デイサービス事業所において受け入れる際の障害児関係施設の「技術的支援」の具体的な内容としては、各事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて障害児デイサービス事業所や障害児通園施設における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させることを想定しています。

特例措置を講じようとする地域においては、地域の実態に応じた社会資源を活用することによって、当該事業所が必要な支援を受けられるように取り組み、障害児が各事業所において受けるサービスの質を確保することが重要です。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

・ 特区計画の別紙「4 当該規制の特例措置の内容」の欄に、

1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要(事業者の法人種別及び名称並びに住所 デイサービス事業所の名称及び住所 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別)

2) 障害児を受け入れる場合にあっては当該事業所が、障害児関係施設から受ける技術的支援の概要を記載すること。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 7 - 7 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業（ 9 0 7 - 1 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

現在、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。このため、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、特区計画が認定された場合、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

##### 2 . 特例の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、特区内の特別養護老人ホーム不足区域（ 1 ）において、厚生労働省令（ 2 ）の定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができます。

- 1 特別養護老人ホーム不足区域とは、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県の老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る老人保健福祉圏域が含まれる区域をいう。（以下同じ。）
- 2 当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において特別養護老人ホームの設置の認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事等に提出しなければならない。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数について

- ・ 都道府県老人福祉計画は、5年を一期として3年ごとに策定される都道府県介護保険事業支援計画と一体的に作成されるものであり、当該計画に定められる特別養護老人ホームの必要入所定員総数とは、当該計画の目標年度における必要入所定員総数である。

したがって、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県老人福祉

計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回るかどうかの判断に当たっては、認定申請時の特別養護老人ホーム入所定員総数と平成15年度から始まる第2期介護保険事業支援計画を踏まえた都道府県老人福祉計画の目標年度（平成19年度）における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を比較し、判断することになります。

施設整備に係る国庫補助及び地方財政措置について

- ・ 平成15年度予算（案）においては、自治体がPFI-BTO方式で特別養護老人ホームを整備する場合、その買取費用を新たに国庫補助の対象とすることを盛り込んでいるところです。
- ・ また、地方財政措置については、PFI-BTO方式で特別養護老人ホームを整備する場合、買取費用に係る自治体負担分に対し地方債の発行が認められるよう、総務省と調整中です。

#### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区の全部又は一部が特別養護老人ホーム不足区域であることがわかるように記載すること。

#### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし



#### 4 - 7 - 8 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業 ( 9 0 7 - 2 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

現在、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。このため、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、特区計画が認定された場合、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも公立の特別養護老人ホームの管理を認めることにより、公立の特別養護老人ホームの設置を促進し、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体は、構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域（1）において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、条例で定めるところにより、構造改革特別区域法第19条第1項に掲げる基準に適合すると認められる法人にその管理を委託することができることとします。

- 1 特別養護老人ホーム不足区域とは、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県の老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る老人保健福祉圏域が含まれる区域をいう。（以下同じ。）

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数について

- ・ 都道府県老人福祉計画は、5年を一期として3年ごとに策定される都道府県介護保険事業支援計画と一体的に作成されるものであり、当該計画に定められる特別養護老人ホームの必要入所定員総数とは、当該計画の目標年度における必要入所定員総数である。

したがって、特別養護老人ホームの入所定員総数が、都道府県老人福祉計画において定める特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回るかどうかの判断に当たっては、認定申請時の特別養護老人ホーム入所定員総数と平成15年度から始まる第2期介護保険事業支援計画を踏まえた都道府県老人福祉計画の目標年度（平成19年度）における特別養護老人ホーム

の必要入所定員総数を比較し、判断することになる。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、構造改革特別区域の全部又は一部が特別養護老人ホーム不足区域であることがわかるように記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 7 - 9 児童養護施設調理業務担当者外部委託事業（908）

##### 1．特例を設ける趣旨

児童養護施設には、調理員、栄養士を置かなければならないとされていますが（児童福祉施設最低基準第42条第1項）特区においては、児童養護施設における調理業務について地域の実情に応じた運営を可能とするため、食事を通じた自立支援という食事提供の目的を達成するために必要なきめ細かな配慮を行いつつ、調理業務を担う者を外部から派遣することを可能とするものです。

##### 2．特例の概要

暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、児童養護施設において、調理を担当する者（調理員、栄養士）を外部から派遣することを可能とするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

「暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮を行う」とは、特例を認められた児童養護施設が派遣業者と契約を締結するに当たり、派遣される調理担当者の業務として、単に食事を調理するのみではなく、食材を児童に説明したり、児童とともに食事を行うなどの業務も実施すべきことを契約に盛り込んだ上で契約を締結し、その契約内容に沿って調理担当業務が行われるように配慮することをいいます。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

なし

#### 4 - 7 - 10 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業（909）

##### 1．特例を設ける趣旨

肢体不自由児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならないとされており（児童福祉施設最低基準第56条）また、知的障害児通園施設には、栄養士及び調理員を置かなければならないとされていますが（児童福祉施設最低基準第69条第1項）特区においては、肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設における調理業務について地域の実情に応じた運営を可能とすることを目的とするものです。

##### 2．特例の概要

障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、きめ細かな配慮が行われる場合には、肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設において調理業務を担う者（栄養士及び調理員）を外部から派遣することを可能とするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

「障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等きめ細かな配慮が行われるような体制を整備すること」とは、特例を認められた児童養護施設が派遣業者と契約を締結するに当たり、派遣される調理担当者の業務として、単に食事を調理することのみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養・食材等の制限についての情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な児童への対応を行うこと、食材を児童に説明したり、児童とともに食事を行うことを契約に盛り込んだ上で契約を締結し、その契約内容に沿って調理担当業務が行われるように配慮することをいいます。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

なし

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

なし

## 4 - 8 農林水産省所管の規制の特例措置

### 4 - 8 - 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（1001）

#### 1．特例を設ける趣旨

担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域における農地の有効利用、地域農業及び地域経済の活性化を図るため、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用が確保されることを前提に、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じます。

#### 2．特例の概要

地方公共団体又は農地保有合理化法人が、特区内にある農地又は採草放牧地について、一定の要件を満たす法人（特定法人）に対し使用貸借による権利又は賃借権を設定する場合には、その法人が農業生産法人の要件を満たしてなくても、農地法第3条第1項に基づく農業委員会（その農地又は採草放牧地が特定法人の本店の所在地のある市町村の区域外にある場合は、都道府県知事）の許可を受けることができます。

#### 3．基本方針の記載内容の解説

##### (1)対象区域

対象区域内に存在する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」とはいわゆる「遊休農地」のことであり、「その他効率的な利用を図る必要がある農地」とは、耕作されていてもその利用状態が粗放なものや、耕作者が高齢であって後継者の確保も見込まれず、今後、遊休化するおそれが高い農地等です。

このような農地が「相当程度存在する」区域とは、農業の担い手が不足し、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこうした問題が解決できないような地域を想定していますが、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」という特区制度の趣旨にかんがみ、その判断は、地域の農地の利用や担い手の確保の状況等を踏まえ、地方公共団体がその区域の特性に応じて行うことが基本となります。このため、地方公共団体自ら「相当程度」と認めた根拠を明らかにして区域を設定することとなります。

##### (2)特定法人として参入できる法人

特区で農業に参入できる法人は、その法人の行う農業（営農計画の作成、

各種渉外業務等の企画管理業務を含みます。)に常時従事する役員が一人以上いる、認定を受けた地方公共団体及び農地等の貸付けの実施主体との間で、法人の行う農業の内容・地域との役割分担等を内容とする協定を締結するという要件を満たせば、法人形態や農業以外に行っている事業等に制約はありません。したがって、一般の企業やNPO法人等様々な法人が特定法人として参入することができます。

なお、常時従事の判定は、農業生産法人の常時従事者たる構成員の判断基準の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上農業に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、法人の農業の内容や規模等に照らして判断することとします。

また、協定の締結は、認定を受けた地方公共団体はもちろん、農地等を貸し付けるのが他の地方公共団体や農地保有合理化法人である場合は、これらの者を含めて協定を結ぶ必要があります。協定に盛り込む事項のうち、「地域内の他の農業者との役割分担に関する事項」とは、例えば、水田農業の土地利用や水管理における共同出役等に関し、参入法人が行う作業分担についての取り決めや、地域農業の振興に資する参入法人の作目選定等に関する取り決め等が想定されますが、地方公共団体において、地域との調和等を図る上で必要と判断した事項について、参入法人と協議して盛り込むこととなります。

### (3)対象となる農地等

貸付けの対象となるのは、特区内にある農地又は採草放牧地です。したがって、特区内にある農地などであれば、遊休農地や効率的な利用を図る必要がある農地に限らず、特定法人に貸し付けることができます。また、地方公共団体又は農地保有合理化法人が認定前に他の目的で取得し保有している特区内の農地や採草放牧地についても、貸付けの対象になります。

### (4)貸し付けの主体

農地等の貸付けの主体は、都道府県を含む地方公共団体と農地保有合理化法人です。なお、これらのうち、市町村又は農地保有合理化法人による農地等の権利の取得については、通常、農地法上の許可や届出が必要ですが、特区内の農地又は採草放牧地について、特定法人への貸付けを実施するために取得する場合には、許可や届出は必要ありません。

## 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、例えば地域内における農地の利用状況や担い手の状況に関するデータ等「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度ある」と判断した根拠について記載す

ること。

- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 8 - 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（1002）

##### 1．特例を設ける趣旨

担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効利用を図ることが必要な地域において、都市と農村の交流や多様な形態での「農」への関わりを求める都市住民のニーズに対応を図り、地域農業及び地域経済の活性化に資するため、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用が確保されることを前提に、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を講じます。

##### 2．特例の概要

特区内において地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う小面積、短期間等一定の農地の貸付けであって、次の 、 に掲げる農地について行うものについては、これを特定農地貸付けとみなし、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用します。

市民農園を開設する者が、自己の所有している農地（開設者が地方公共団体と事業実施協定を締結しているものに限り。）

市民農園を開設する者が、地方公共団体等から借り受ける農地（開設者が地方公共団体又は農地保有合理化法人（合理化法人が貸付主体の場合）と事業実施協定を締結しているものに限り。）

##### 3．基本方針の記載内容の解説

###### （1）対象区域

対象区域内に存在する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の用に供されないと見込まれる農地」とはいわゆる「遊休農地」のことであり、「その他効率的な利用を図る必要がある農地」とは、耕作されていてもその利用状態が粗放なものや、耕作者が高齢であって後継者の確保も見込まれず、今後、遊休化する恐れが高い農地などです。

このような農地が「相当程度存在する」区域とは、農業の担い手が不足し、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効利用を図ることが必要な地域を想定していますが、「地方公共団体の自発性を最大限尊重する」という特区制度の趣旨に鑑み、その判断は、地域の農地の利用や担い手の確保の状況を踏まえ、地方公共団体がその区域の特性に応じて行うことが基本となります。そのため、地方公共団体自ら「相当程度」と認められた根拠を明らかにして区域を設定する必要があります。



## (2) 市民農園を開設できる者

特区で市民農園を開設できる者は、

農業者、農業生産法人など農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付けが取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定（ においても同じ）を、特区計画の認定を受けた地方公共団体と締結していること。

NPO法人、民間会社など農地を所有していない者が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地を借り受けて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、特区計画の認定を受けた地方公共団体及び農地の貸付主体である地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結していること。

のいずれかの要件を満たす場合には、どなたでも市民農園の開設ができます。

なお、 の自己の所有する農地とは、市民農園を開設する者が所有権を有している農地のことです。

## (3) 対象となる農地

市民農園を開設する農地は、特区内にある農地です。したがって、遊休農地に限定されるものではありません。また、地方公共団体又は合理化法人が認定前に他の目的で取得し、保有している農地も対象になります。

## (4) 農地の貸付主体

農地を所有していない者への農地の貸付主体は地方公共団体と農地保有合理化法人です。なお、市町村又は農地保有合理化法人が農地の権利を取得する場合は、通常、農地法上の許可や届出が必要ですが、特区内の農地について、市民農園を開設する者への貸し付けを行うために取得する場合には、許可や届出は必要ありません。

## 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度ある」と判断した根拠について記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 8 - 3 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する 学校施設整備事業（1003）

##### 1．特例を設ける趣旨

地域の活性化を図るために必要な大学の施設整備等を円滑に実施するため、その核として実施する学校施設の整備に際してやむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、残置し又は造成する森林の割合に関する要件の特例を設けるものです。

##### 2．特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する学校施設（当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。）の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとします。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一定規模以上の保安林の転用」とは、転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合をいいます（転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。）。
- (2) 「事業区域」とは、事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域をいいます。
- (3) 「住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の森林面積に対する割合」とは、30%以上です。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする学校施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合（計算諸元を含む）を記載すること。
- ・特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 8 - 4 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業 (1004)

##### 1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等を円滑に実施するため、その核として実施する事業に際して、やむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、用地事情に関する要件を適用しないこととするものです。

##### 2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しないこととします。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「残置森林率」とは、残置する森林面積の事業区域内の森林面積に対する割合をいいます。
- (2) 「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である場合であること」とする要件を適用しない」とは、用地事情を保安林解除の要件としないこととするものです。

##### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合（計算諸元を含む）を記載すること。
- ・特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

##### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 9 経済産業省所管の規制の特例措置

##### 4 - 9 - 1 再生資源を利用したアルコール製造事業（ 1 1 0 1 ）

###### 1 . 特例を設ける趣旨

地域産業に係る使用済物品等又は副産物を有効利用するため、繊維産業における使用済衣料品や林産業における廃材を原料としてアルコールを製造する事業が、現在、実証段階に入りつつあるところです。一方、アルコール事業法では、アルコールが酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの流通管理を行っているところです。今回の特例措置は、当該アルコールの流通管理を行わないことによって、使用済物品等又は副産物を原料としてアルコールを製造する事業を側面的に支援するものです。

###### 2 . 特例の概要

地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物を再生資源として、当該特区内においてアルコール事業法の許可を受けた製造事業者が製造するアルコールについては、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定日以降はアルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しない。

###### 3 . 基本方針の記載内容の解説

- ( 1 ) 酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質が同省令で定める数量以上混和されたアルコールが製造されること、アルコールが酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めることをいいます。
- ( 2 ) 経済産業大臣が認めるとは、地方公共団体が特区計画の認定を申請するときに、併せて提出するアルコールの製造設備における化学物質の混和装置の配置図及び同装置の構造図（経済産業省令で定める化学物質名及びその数量を記載したもの）により、化学物質が指定数量以上混和され、製造されることを経済産業大臣が確認することにより行うことをいいます。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、

地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物

アルコールの製造設備における化学物質の混和装置の内容(配置図及び構造図(経済産業省令で定める化学物質名及びその数量を記載したもの)を含む。)

を記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし



## 4 - 9 - 2 中心市街地における商業の活性化事業（1102）

### 1．特例を設ける趣旨

大型店の退店問題などによる中心市街地の疲弊が進む状況に鑑み、大規模小売店舗立地法の手続き簡素化によって、大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進することが特に必要であると都道府県が判断する特定中心市街地の区域またはその一部の区域において、特例措置を講じ、中心市街地の商業の活性化を図るものです。

### 2．特例の概要

特区に立地する大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法（以下、「立地法」）第五条第一項、第六条第一項、同条第二項（同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）の届出については、以下の規定を適用しないこととし、立地法手続の簡素化を図るものです。

- ・立地法第5条第4項（新設に係る8か月の実施制限）
- ・立地法第6条第4項（変更に係る8か月の実施制限）
- ・立地法第8条（住民等からの意見聴取、都道府県等意見表明手続き）
- ・立地法第9条（勧告・公表手続き）
- ・立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号（書類の添付）

### 3．基本方針の記載内容の解説

#### 構造改革特別区域の考え方

特定中心市街地には、商業の活性化以外にも市街地の改善を図る地域があることから、特区の対象地域を特定中心市街地のうち大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要があると都道府県又は政令指定都市が認める区域に限定して大規模小売店舗立地法の特例措置を講じることとしたものです。

#### 住民等から聴取した意見について

都道府県又は政令指定都市は、特区法第24条第6項の規定に基づき住民等から聴取した意見の内容について勘案し、当該特区計画案の修正を行うなど適切に対応することとなります。

### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙のうち、「当該規制の特例措置を受けようとする者」につい

ては、立地法手続きの簡素化という特例措置の適用を受ける主体である設置者が該当するものと考えられます。

この「当該規制の特例措置を受けようとする者」は、認定申請時には必ずしも特定されている必要はありません。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

法第24条で定める所定の手続きに則っていることを示す書類

#### 4 - 9 - 3 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業 ( 1 1 0 3 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

現行の電気事業法における特定供給制度を活用して電気を供給する場合には、供給者と需要家の両者に生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を要することとされているが、地方公共団体の一定の関与がある場合は、密接な関係として上記以外の特定の関係を認め、特定供給を行うことを可能とすることにより、電力会社以外の事業者が独自に電力供給を行える範囲を拡大するものです。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体が特区において電力の供給者と需要家との関係において特定の事項を満たしていると認めて、需要家保護に関する内容を特区計画に記載の上、内閣総理大臣の認定を受けたときは、供給者と需要家との間における生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、「密接な関係」があるものとみなし、電気事業法第17条第2項第1号に規定する特定供給制度に基づく電力供給を行うことができるものとします。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

供給者と需要家間に以下のいずれかに該当する関係があり、資本関係等現在の特定供給の「密接な関係」に関する要件と同程度の密接性が認められる場合には、特定供給の許可を行うものとします。

取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること

共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること

あわせて、需要家保護措置を要しない関係であることを確保するため、地方公共団体が供給者と需要家を交えた3者間で以下の内容を盛り込んだ協定（供給者と需要家が組合を設立する場合にあっては、当該組合の定款を地方公共団体が確認の上、組合と地方公共団体の間の協定）を締結する必要があります。

電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

供給予定者が電気を供給する相手方の利益を阻害しないこと。

特区計画認定時には、上記協定のひな型・モデル協定の内容を記載することとします。特例措置の適用を希望する供給者は、電気事業法第17条の手続に基づいて経済産業大臣に許可申請を行い、許可を得た上で電力供給を行う必要がありますが、この許可申請の際、実際の個別需要者名の入った協定が添付されていれば、当該協定の内容に虚偽がない限り、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、経済産業大臣は同条の許可に際し「密接な関係」があるものとみなすものとします。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、上記3．に記載した協定のひな形・モデル協定の内容を記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 9 - 4 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電導入事業（1104）

##### 1．特例を設ける趣旨

新エネ・省エネの推進の観点のもと、家庭用燃料電池など小型分散型電源の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講じ、保安レベルを維持した上で、当該設備を一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を設けることにより、家庭用燃料電池の導入促進を図るものです。

##### 2．特例の概要

一定の要件を備えた家庭用燃料電池について、一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を認めるものです。これにより、事業用電気工作物には必要な主任技術者の選任や保安規程の策定・届出が不要となります。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

『「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（通商産業省令第五十二号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。』

『保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。』

電気事業法において、事業用電気工作物については、設置者により保安の体制等を定めた保安規程を策定・届出するとともに、電気主任技術者の資格を有する者により、その工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされることとされています。本特例措置により、家庭用燃料電池は一般用電気工作物として扱われ、電気主任技術者の選任や保安規程の策定などが不要となることから、安全確保のための代替措置を定めたものです。

代替措置としての安全確保は、設置者が専門家に依頼する場合の他、地方公共団体や関係事業者などが設置者に替わって実施する場合が想定されます。

『電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条

第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

電気工作物を一般用電気工作物として扱う際の一般的な要件の一つであり、現行の一般用電気工作物（太陽光発電設備などの小出力発電設備）と同様の規定です。例えば、太陽光発電設備と同様、家屋に発電機が設置され逆流するような場合も本特例の対象となります。

『固体高分子形であること』

家庭用燃料電池として実用化が進められ、今後家庭などへの導入・普及が現実的に見込まれている固体高分子形の燃料電池を対象としています。

『出力10キロワット未満であること。ただし、同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する施行規則第48条第4項各号に定める設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が20キロワット以上となるものを除く。』

仮に整備不良等により機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故などの危険性を限定的にする観点から、出力について制限しているものです。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、上記3. の事項を記載すること。
- ・ 特例を利用して複数の機器が設置される場合でも個別機器毎に安全が確保される特区計画であれば、特区計画の認定申請時には、必ずしも主体を特定する必要はありません。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 9 - 5 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業（1105）

##### 1．特例を設ける趣旨

新エネ・省エネの推進するため、小規模ガスタービン発電設備の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講じ、保安レベルを維持した上で、当該設備を一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を設けることにより、小規模ガスタービン発電設備の導入促進を図るものです。

##### 2．特例の概要

一定の要件を満たす小規模ガスタービン発電設備について、一般用電気工作物として扱うことを可能とする特例措置を認めるものです。これにより、事業用電気工作物には必要な主任技術者の選任や保安規程の策定・届出が不要になるものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

『「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（通商産業省令第五十二号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。』

『保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。』

電気事業法において、事業用電気工作物については、設置者により保安の体制等を定めた保安規程を策定・届出するとともに、電気主任技術者の資格を有する者により、その工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされることとされています。本特例措置により、家庭用燃料電池は一般用電気工作物として扱われ、電気主任技術者の選任や保安規程の策定などが不要となることから、安全確保のための代替措置を定めたものです。

代替措置としての安全確保は、設置者が専門家に依頼する場合の他、地方公共団体や関係事業者などが設置者に替わって実施する場合が想定されます。

『電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。』

電気工作物を一般用電気工作物として扱う際の一般的な要件の一つであり、現行の一般用電気工作物（太陽光発電設備などの小出力発電設備）と同様の規定です。例えば、太陽光発電設備と同様、家屋に発電機が設置され逆潮流するような場合も特例の対象となります。

『出力30キロワット未満であること。』

『最高使用圧力が1000キロパスカル未満であること。』

『最高使用温度が1400度未満であること。』

『発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。』

『ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。』

『同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。』

仮に整備不良等により機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故などの危険性を限定的にする観点から、出力、使用圧力、使用温度、構造及び設置状況について制限しているものです。

『公衆が容易に触れないための措置がなされていること。』

公衆による誤動作や感電等の電気事故を防止する観点から定めているものです。

#### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、上記3．の事項を記載すること。
- ・ 特例を利用して複数の機器が設置される場合でも個別機器毎に安全が確保される特区計画であれば、特区計画の認定申請時には、必ずしも主体を特定する必要はありません。

#### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし



#### 4 - 9 - 6 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業 (1106)

##### 1. 特例を設ける趣旨

新エネ・省エネを推進するため、家庭用燃料電池の導入が特に必要である地域などにおいて、十分な安全を確保するための適切な代替措置を講じ、保安レベルを維持した上で、窒素などの不活性ガス等により燃料を置換できる構造を有さない家庭用燃料電池の使用を可能とする特例措置を設けることにより、家庭用燃料電池の導入促進を図るものです。

##### 2. 特例の概要

一定の要件を満たす家庭用燃料電池について、窒素などの不活性ガス等により燃料を置換できる構造でなくても使用が可能となるようにするものです。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

『固体高分子形であること』

家庭用燃料電池として実用化が進められ、今後家庭などへの導入・普及が現実的に見込まれている固体高分子形の燃料電池を対象としているものです。

『出力10キロワット未満であること。』

仮に整備不良等により機器に不具合が生じた場合にも、電気事故や火災事故などの危険性を限定的にする観点から、出力について制限しているものです。

『燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、例えば十分な強度を有する材料を使用するなど、燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること。』

燃料電池発電設備内の燃料ガスを使用する部分に燃料ガスが滞留する構造である場合には、その際の機器の安全性や修理・点検等に伴う作業上の安全性が確保される構造であることを求めているものです。

##### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 9 - 7 ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業 ( 1 1 0 7 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

今後利用の拡大が見込まれているジメチルエーテル(以下「DME」と言う。)の燃焼効率等、その特性を試験研究する施設の変更工事を行う際に必要となる手続を簡素化し、DMEの試験研究を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2 . 特例の概要

DMEの試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、DME試験研究施設が取り扱う処理量の変更を伴わない変更工事を行う際に必要となる手続について、従前では許可申請が必要であったものは届出に、届出が必要であったものは届出不要とするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

特になし

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 9 - 8 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業 (1108)

##### 1. 特例を設ける趣旨

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びDME自動車に水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド及びDMEガススタンド(以下「水素ガススタンド等」という。)を設置する際に現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とすることにより、スタンドの整備を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2. 特例の概要

水素ガススタンド等において保安統括者を選任しないことの弊害を防止する措置として、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安統括者の選任を不要とすることができるものです。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

保安確保策として、例えば天然ガススタンドと同様に「保安を監督する者」(製造保安責任者免状の交付を受けており、可燃性ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者です。詳しくは一般高圧ガス保安規則第64条第2項第4号を参照してください。)1名の選任でよいとする場合において、地方公共団体がその有効性を確認するに当たっては、特区内に設置される水素ガススタンド等で、現行の天然ガススタンドの充填作業内容、運転・作業上の留意事項、緊急時対応と同等のものが、保安確保策として講じられることについて実証されること(例えば、充填等において本来作業員が行うべき作業が機械化されていることや集中監視システムにより全系統の把握ができること等、天然ガススタンドと同等の対策が講じられていると評価されること、また、ガスが漏えいしたときに、高圧ガスの扱いに経験のある保安を監督する者1名が行う緊急時対応(漏えい箇所の確認、漏えいの状態の確認、漏えいを止める措置、初期消火、通報連絡等)によって、現行の規定で担保される保安レベルと同等のものが確保されると評価されること等)が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」(<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/>)を参考にして下さい。

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

設置される当該スタンドの仕様（例えば、使用圧力、処理量）

例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策

設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にしてください。）

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

#### 4 - 9 - 9 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業（1109）

##### 1．特例を設ける趣旨

今後普及することが見込まれている燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を車載状態のままでも実施できるようにし、再検査を合理化すること等を目的とするものです。

##### 2．特例の概要

燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器について、目視検査により容器内面を確認しないことの弊害を防止する措置として、容器の安全性を確保するための保安確保策や実際に行われる容器再検査の方法等が当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、車載状態のまま再検査を行うことができるものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

容器の安全性を確保するための保安確保策や容器再検査の具体的方法について、地方公共団体において安全性が確保されると認めるに当たっては、容器に使用する材料等の仕様の下で、高圧水素ガス下における水分、硫化物等の不純物が容器及び附属品の材料に与える影響について重点的に実証されていること等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」を参考にして下さい。

( <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/> )

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

当該再検査を受けようとする容器の仕様（例えば、圧力、材料、容量、寿命）

例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策

実際に行われる容器再検査の具体的方法( 容器再検査の具体的方法については、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示第17条、第18条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にして下さい。 )

車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 9 - 10 水素ガススタンド等における保安距離変更事業（1110）

##### 1．特例を設ける趣旨

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びDME自動車に水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド等の保安距離を変更することにより、水素ガススタンド等の整備を円滑化すること等を目的とする。

##### 2．特例の概要

保安距離を変更しても災害等が発生した場合の周囲物件（学校、病院、民家等）への被害を小さくする観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安距離を変更することができるとするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献の内容としては、例えば、漏えいガスの拡散実験やシミュレーションの結果等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」を参考にして下さい。

( <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/> )

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

設置される当該スタンドの仕様（例えば、使用圧力、処理量）

例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策

設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にして下さい。）

を記載すること。

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によ

るデータや文献



#### 4 - 9 - 1 1 ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない計測機器設置事業（1111）

##### 1．特例を設ける趣旨

今後利用の拡大が見込まれているDMEの試験研究施設に防爆構造を要しない計測機器が設置できるようにすることにより、DMEの試験研究を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2．特例の概要

防爆性能を有する構造でない計測機器を設置してもDMEの試験研究施設の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、防爆性能を有する構造でない計測機器を設置することができるとするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

当該DME試験研究施設の仕様（例えば、使用圧力、処理量）

例えば、換気、ガス漏えい検知設備の完備など、防爆性能を有する構造でない計測機器を設置しても当該DME試験研究施設の安全性を確保することが可能な保安確保策

を記載すること。

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

#### 4 - 9 - 1 2 液化水素ガスの輸送容器における充填率変更事業（ 1 1 1 2 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

今後普及が見込まれる燃料電池自動車に水素を充填する場所として、設置が見込まれている水素ガススタンドに液化水素ガスを輸送する容器について、充填率を変更することにより、水素ガススタンド事業を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2 . 特例の概要

水素ガススタンドに液化水素ガスを輸送する容器の充填率を変更しても当該容器の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、充填率を変更することができるとするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献の内容としては例えば、液膨張率の検証結果、超低温液化ガスの充填容量管理の検証結果等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」を参考にして下さい。  
( <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/> )

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

充填率を変更しようとする容器の仕様（例えば、圧力、材料）

具体的な充填率（充填率については、容器保安規則第 2 2 条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考にされたい。）

例えば、充填する液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充填率を変更しても当該容器の安全性が確保される保安確保策

充填率を変更できる輸送容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置

を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

#### 4 - 9 - 1 3 埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業 ( 1 1 1 3 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

今後利用の拡大が見込まれている D M E の貯蔵設備に係る保安距離を変更し、D M E の利用拡大を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2 . 特例の概要

D M E の貯蔵設備に係る保安距離を変更しても災害等が発生した場合の周囲物件（学校、病院、民家等）への被害を小さくする観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安距離を変更することができるとするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

設置される当該貯槽の仕様（例えば、使用圧力、処理量）

例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策

設置される当該貯槽に関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、液化石油ガス保安規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する貯蔵設備に関する技術上の基準を参考にして下さい。）

を記載すること。

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

#### 4 - 9 - 1 4 水素ガススタンド等における保安検査期間変更事業（ 1 1 1 4 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

今後普及が見込まれる燃料電池自動車及びDME自動車に水素及びDMEを充填する場所として設置されることが見込まれている水素ガススタンド等の保安検査期間を変更し、ガススタンド事業を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2 . 特例の概要

水素ガススタンド等の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により当該設備の維持機能状況について一定期間の健全性が確保でき、検査期間の延長が可能であることが、当該地方公共団体より示され、経済産業大臣により現行規制により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安検査期間を変更することができるとするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

水素ガススタンドの保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献の内容としては、例えば設備の腐食、損傷その他の劣化状況に関するデータ等が挙げられます。詳しくは、「水素ガススタンド基準に係る技術検討委員会 燃料電池用水素容器技術検討委員会 報告書」を参考にしてください。

( <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003529/> )

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれません。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

当該スタンドに設置される設備の仕様（例えば、使用圧力、処理量）

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況

具体的な保安検査期間（保安検査期間については、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第1

4条に規定する保安検査期間を参考にしてください。）

を記載すること。

5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献

#### 4 - 9 - 15 高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業（1115）

##### 1．特例を設ける趣旨

高圧ガス製造施設について、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が行うことのできる自主検査の対象を拡大し、事業活動を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2．特例の概要

高圧ガス製造施設の処理能力が20%以上増加する工事について、自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、自主検査対象を拡大することができるとするものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

特になし

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領（たとえば、施設の危険度評価や事業者の管理能力を客観的に評価するシステム）

具体的な処理能力の増加率の上限  
を記載すること。

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 4 - 9 - 16 可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業（1116）

### 1．特例を設ける趣旨

可燃性ガス製造施設の保安距離を変更し、施設の整備を円滑化すること等を目的とするものです。

### 2．特例の概要

可燃性ガス製造施設の保安距離を変更しても災害等が発生した場合の周囲物件（学校、病院、民家等）への被害を小さくする観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、保安距離を変更することができるとするものです。

### 3．基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、設置される当該製造施設の仕様（例えば、ガス種、使用圧力）

例えば、自動遮断装置、爆風圧を遮る障壁の設置など、保安距離を変更しても災害の周囲物件への被害を小さくする保安確保策

設置される当該製造施設に関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にして下さい。）

を記載すること。

### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献



#### 4 - 9 - 17 可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業（1117）

##### 1．特例を設ける趣旨

可燃性ガスの圧縮における含有酸素量を変更し、可燃性ガスの圧縮に係る事業活動を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2．特例の概要

可燃性ガスの圧縮における含有酸素量を変更しても施設の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、含有酸素量を変更することができるものです。

##### 3．基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

##### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、  
製造施設の仕様（例えば、ガス種、使用圧力）

具体的な酸素濃度、圧縮方法及び例えば、想定される圧力でも破壊しない強度を有する容器の使用など、施設の安全性を確保することが可能な保安確保策

を記載すること。

##### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

#### 4 - 9 - 1 8 防液堤内外における配管設置基準変更事業（ 1 1 1 8 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

防液堤内外における配管設置基準を変更し、配管の設置に係る施設の整備を円滑化すること等を目的とするものです。

##### 2 . 特例の概要

配管設置基準を変更しても安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証された保安確保策が、当該地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、配管設置基準を変更することができるとするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

保安確保策が有効であることを立証する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれます。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

当該貯蔵設備と当該配管の仕様（例えば、ガス種、使用圧力）

具体的な配管の設置の仕方、具体的な防液堤と配管との距離（配管の設置の仕方等については、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第 2 条を参考にされたい。）及び例えば、配管からの高圧ガスの漏えいを防ぐための二重配管構造など、配管を設置しても安全性を確保することが可能な保安確保策

を記載すること。

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献

## 4 - 9 - 19 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業（1119）

### 1．特例を設ける趣旨

高圧ガス設備の開放検査期間を変更し、事業活動を円滑化すること等を目的とするものです。

### 2．特例の概要

高圧ガス設備の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや文献等により当該設備の維持機能状況について一定期間の健全性が確保でき、検査期間の延長が可能であることが、当該地方公共団体より示され、経済産業大臣により現行規制により担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、開放検査期間を変更することができるとするものです。

### 3．基本方針の記載内容の解説

開放検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験データとしては、諸外国で行われた実証実験データも含まれません。

### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該規制の特例措置に関して、特区計画中「特定事業の内容」として、

当該高圧ガス設備の仕様（例えば、ガス種、材料）

開放検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況

具体的な開放検査期間（保安検査期間については、製造施設の位置、構造

及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第1

6条に規定する保安検査期間を参考にして下さい。）

を記載すること。

### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

開放検査期間の延長が可能であると判断できる当該設備の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献

4 - 9 - 2 0 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業（ 1 1 2 0 ）

（ 4 - 3 - 8 と同じであるため、省略します。）

#### 4 - 1 0 国土交通省所管の規制の特例措置

##### 4 - 1 0 - 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（ 1 2 0 1 ）

###### 1 . 特例を設ける趣旨

我が国の経済の活性化を積極的に推進する観点から、早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があるため、埋立地の処分に関する手続きの運用において特例措置を設けるものです。

###### 2 . 特例の概要

地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、特区計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第 2 7 条第 2 項及び第 2 9 条第 2 項の許可の基準である「已むことを得ざる事由あること」に該当することとするものです。また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで 2 週間（土日祝祭日を除く。）とします。

###### 3 . 基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、公有水面埋立法第 2 7 条第 2 項及び第 2 9 条第 2 項の許可基準の一つである「已むことを得ざる事由あること」の運用を柔軟化したものです。
- (2) 大臣協議の受理から通知までの 2 週間とは、例えば平成 1 5 年 4 月 1 日（火）受理ならば、4 月 1 5 日（火）までに処理するという意味です。
- (3) 本特例措置は、特区計画の認定申請時において、公有水面埋立法第 2 7 条第 1 項及び第 2 9 条第 1 項に基づく許可の対象となる竣功認可の告示を受けた埋立地について適用されるものです。

したがって、特区計画認定後、新たに竣功認可の告示を受けた埋立地について、本特例措置の適用を受けようとするときは、特区計画の変更認定を受けなければなりません。

###### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「 5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認められた理由及び特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容を記載すること。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

## 4 - 1 0 - 2 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業（ 1 2 0 2 ）

### 1 . 特例を設ける趣旨

我が国の経済の活性化を積極的に推進する観点から、早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があるため、埋立地の用途について特例措置を設けることとします。

### 2 . 特例の概要

地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途として、例えばリサイクル産業が立地できるような用途変更を可能とするものです。

### 3 . 基本方針の記載内容の解説

特になし

### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「 5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認められた理由を記載すること。

### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 1 0 - 3 特定埠頭運営効率化推進事業（ 1 2 0 3 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

我が国港湾の国際競争力強化を図るため、民間企業の経営能力を活用し、かつ、既存ストックを有効活用して、国や地方公共団体が整備した公共コンテナターミナル等の効率的な運営を図ることが必要であることから、その一体的かつ長期的な貸付けを可能とする制度を創設するものです。

##### 2 . 特例の概要

特区内の重要港湾において、公共コンテナターミナル等の一体的・効率的な運営事業(特定埠頭運営効率化推進事業)を行おうとする民間企業のうち、港湾管理者が、公共性を担保するための手続を経た上で、一定の要件に該当するものとして認めた民間企業に対し、行政財産である当該公共コンテナターミナル等を一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

特になし

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

港湾管理者が、特定埠頭を貸し付ける者が法第 1 4 条第 1 項に定める要件に該当するものと認めるに当たって、同条第 5 項に定める当該貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置が講じられたことが確認できる資料を添付すること。具体的には、申請の内容、選定理由、選定手続の経緯等が明らかとなる資料を添付すること（様式自由）。



#### 4 - 10 - 4 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業 (1204)

##### 1. 特例を設ける趣旨

特区内の特定区間に限り、自動車専用船からの陸揚げや積み込みの際の自動車の回送時に、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認めることにより、回送運行事業者の負担の軽減及び地域の活性化を図るものです。

##### 2. 特例の概要

当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、構造改革特別区域法第4条第2項の特区計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

「当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標」とは、例えば、車両に傷がつかないように配慮した回送運行許可番号標（仮ナンバー）が想定されます。

##### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特例を適用する運行区間（周辺環境を含めて当該区間を地図を添付して明示すること）及び当該区間がその道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると認められた根拠（上記運行区間ごとの距離、回送運行の頻度、回送運行車両数、回送運行自動車以外の通行車両の状況を含む）について記載すること。

##### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 1 0 - 5 重量物輸送支援事業 ( 1 2 0 5 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

特区において、輸送の効率化を図るため、車両総重量の許可限度及び保安基準に関する特例措置を設けるものです。

##### 2 . 特例の概要

特区において、規制の特例措置を受けようとする運送事業者等が特殊車両通行許可申請を行う際に、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令に定める一般的制限値を超えない車両で、かつ、費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合には、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量について「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可するとともに、当該許可を受けることが確実であると各道路管理者により確認された車両については、各運輸局長は、従来長大又は超重量で分割不可能な単体物品輸送する場合に適用してきた車両総重量に係る保安基準の特例を、これに限らず、適用するものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「橋、高架の道路その他これらに類する道路」としては、例えば、ボックスカルバート等の構造物があります。
- ・ 「維持、修繕その他の管理」としては、例えば、補修、補強工事等があります。
- ・ 「必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること」としては、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合には、当該超過分に係る費用を負担することが想定されます。
- ・ 「道路管理者に報告すること等」としては、実施主体又は特区計画作成団体による道路パトロールの実施、道路管理者と連携した指導取締の実施」などの道路の適切な管理のために必要な行為を想定していますが、具体的な内容については、特区計画作成団体が作成することとなります。
- ・ 「特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両」としては、道路管理者が当該車両について特殊車両通行許可に係る車両総重量規制の緩和要件を満たしていると判断し、道路管理者が地方運輸局

長にその旨の連絡を行った車両をいいます。

- 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点  
特になし
- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし

#### 4 - 10 - 6 NPOによるボランティア輸送についての有償運送可能化事業 (1206)

##### 1. 特例を設ける趣旨

移動制約者の輸送について、タクシー等の公共交通機関による輸送サービスによっては十分な輸送サービスが確保できない場合に対応するため、NPO等による移動制約者の有償運送を可能とするものです。

##### 2. 特例の概要

地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては高齢者、身体障害者等移動制約者に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めるとともに、輸送の安全確保及び利用者の利便確保のために必要な要件を満たすNPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、特区計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととするものです。

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

「具体的な協力依頼」としては、地方公共団体が輸送主体となるNPO等に対して推薦状等を交付することなどが考えられます。

運賃における「営利に至らない範囲」については、当該地域におけるタクシーの上限運賃額、バスの運賃額等を勘案して、具体的に地方運輸局長が公示することを考えています。

##### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 1 0 - 7 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業（ 1 2 0 7 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

交通機関空白の過疎地における住民輸送について、タクシー等の公共交通機関による輸送サービスによっては十分な輸送サービスが確保できない場合に対応するため、NPO等による住民輸送に係る有償運送を可能とするものです。

##### 2 . 特例の概要

地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できないと認めるとともに、輸送の安全確保及び利用者の利便確保のために必要な要件を満たすNPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、特区計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

「具体的な協力依頼」としては、地方公共団体が輸送主体となるNPO等に対して推薦状等を交付することなどが考えられます。

運賃における「営利に至らない範囲」については、当該地域におけるタクシーの上限運賃額、バスの運賃額等を勘案して、具体的に地方運輸局長が公示することを考えています。

##### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

##### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 1 1 環境省所管の規制の特例措置

##### 4 - 1 1 - 1 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業 ( 1 3 0 1 ・ 1 3 0 2 )

###### 1 . 特例を設ける趣旨

国立公園及び国定公園（以下、「国立・国定公園」という。）は我が国の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする公園ですが、これらの優れた自然環境は地域においても地域活性化の重要な資源となっていることから、地方公共団体を中心として行われる自然環境を活用した催しの実施に関し、自然公園法の手続きの特例措置を設けたものです。

###### 2 . 特例の概要

国立・国定公園内においては環境へ負荷を与える一定の行為を行う際には、自然公園法に基づく許可や届出が必要ですが、自然環境を活用した催しであって、地方公共団体が地域の活性化に資すると認められた催しのため、一時的に行われる風致又は風景の維持に支障が少ない行為について、特別地域（特別保護地区を除く）における許可及び普通地域における届出を要しないこととするものです。

###### 3 . 基本方針の記載内容の解説

###### 1 ) 特例措置に係る法令等の現行規定及びその改正について

国立・国定公園特別地域内においては、環境への負荷を与える一定の行為を行う場合は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければなりません。通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて環境省令で定めるものについては許可を要しないこととしています。また、普通地域においても同様に届出を要さないこととしています。

今回の特例措置はその軽易な行為等の一つとして、催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障が少ない行為を、特別地域（特別保護地区を除く）内における許可又は届出を要しない行為が規定されている自然公園法施行規則第 1 2 条及び普通地域内における届出を要しない行為が規定されている自然公園法施行規則第 1 5 条に、それぞれ追加することとするものです。

###### 2 ) 特例措置の内容について

本特例措置は国立・国定公園内の自然環境を活用した催しの実施に係る自然公園法の手続きを簡素化することにより、地域の活性化に資するものですが、国立・国定公園の保護と適正な利用を確保するとともに、地域の資源としても、自然環境を損なうことなく持続的に活用する観点も含め、特例措置を定めているものです。

特例措置の対象から特別保護地区を除外したのは、国立・国定公園の約10%を占めるに過ぎない特別保護地区は、国立・国定公園の核心部として、極力自然環境の改変を抑え、厳正な保護を図っている地区であり、各種の行為が景観の維持に支障を及ぼすか否かについて個別に慎重に審査する必要があり、地域活性化に資する催しのために行われる行為であっても許可を要さない行為とすることは適切ではないと判断したためです。

特例措置の対象となる行為については、地方公共団体等が行う、国立・国定公園内の自然環境を活用した催しであって、地域の活性化に資すると認めるもののために道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において一時的に行われる工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など、一般に風致の維持に支障が少ないと思われる行為について例示したものです。

構造改革特別区域計画に「催しの実施に当たっては、地方公共団体は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること。」及び「催しの実施のために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導すること。」について定めることを求めているには、特例措置による自然環境に対する弊害を防止するためです。

### 3) 特例措置に伴い必要となる手続きについて

「特区において当該催しを実施される場合は、地方公共団体は、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に、あらかじめ催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を通報しなくてはならないこと」としたのは、事前に催しの概要を把握することにより、現場の取締り等公園管理に混乱を生じさせないためです。

### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、「催しの実施に当たっては、地方公共団体は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること。」及び「催しの実施のために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導すること。」についてその内容を記載すること。なお、「催しの実施者」

とは催しの企画・運営を行う者であり、「行為者」とは、催しのために各種行為を行う者である。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
特になし



#### 4 - 1 1 - 2 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業 ( 1 3 0 3 )

##### 1 . 特例を設ける趣旨

中山間地域を中心に野生鳥獣（移入種を含む。）による農林水産業被害が増大するとともに、狩猟者の減少・高齢化により、有害鳥獣捕獲に従事する者を確保することが困難な状況にあることから、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。平成15年4月16日施行。以下「新法」という。）に基づく特例措置として、従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとするものです。

##### 2 . 特例の概要

従来、有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人の従事者については、原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導してきましたが、本事業においては、有害鳥獣捕獲の許可を申請する法人に対して、銃器の使用以外の方法による許可を行う場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合として特区内で有害鳥獣捕獲を行うときは、特例的に従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

現行の「第9次鳥獣保護事業計画の基準」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導することとして、従事者を限定的に取り扱っていますが、本事業においては、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、特例的に従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことができることとします。

捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合とは、従事者に非狩猟免許所持者を含めることから、有害鳥獣捕獲許可を行う地方公共団体や同許可の申請主体において、例えば狩猟者団体や当該法人が実施する講習会や研修等を通じて、使用する猟具の設置や撤収方法の習熟、捕獲個体の処理方法や処理体制の整備等がなされていることを特区計画の申請に当たって、当該地方公共団体が認めることをいいます。なお、捕獲従事者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等地形的条件に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が、捕獲従事者を適切に指揮・監督ができるように

同行することが必要であることから、従事者の中に免許所持者が含まれていることを求めているものです。

なお、本事業については、平成15年4月1日から15日までは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「旧法」という。）の規定の特例として実施することとし、平成15年4月16日以降は新法の規定の特例として実施することとします。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、地方公共団体が捕獲技術、安全性等が確保されていると認めた根拠を記載すること。

5．当該特区に係る特区計画申請に関して特に必要な添付書類

特になし

#### 4 - 1 1 - 3 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（ 1 3 0 4 ）

##### 1 . 特例を設ける趣旨

循環型社会の形成を促進するため、生活環境の保全上支障がない特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について環境大臣が認定する制度(再生利用認定制度：環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み)について、特定の地域について試験的に対象廃棄物を拡大等して当該廃棄物の広域的なりサイクルを促進するものです。

##### 2 . 特例の概要

特区において特例措置を求める廃棄物について、法令を上回る規制(関係者の同意・流入規制)を必要としていない場合であって、環境大臣が定める特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合について再生利用認定制度の対象とするものです。

##### 3 . 基本方針の記載内容の解説

###### ( 1 ) 再生利用認定制度について

一定の廃棄物の再生利用についてその内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度であり、平成9年廃棄物処理法改正により設けられたものです。認定を受けた者については、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可が不要となります。ただし、廃棄物処理基準及び施設の維持管理基準等の規定については適用されません。

###### ( 2 ) 法令を上回る規制(関係者の同意・流入規制)について

関係者の同意とは、廃棄物処理施設の設置に当たって、施設を設置しようとする事業者にあらかじめ関係者の同意の取得を求める行政指導(条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、単に、関係者への説明を求める手続を設けている場合は含まない。)をいいます。

流入規制とは、区域外で発生した廃棄物が自区域内に流入する際にあらかじめ届出等を通じて協議を求める行政指導(条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を含まない。)をいいます。

ただし、いずれの規制についても特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていない場合(例えば、市町村が特区計画を申請す

る場合に、当該市町村の属する都道府県が法令を上回る規制を行っている場合)は含まれません。

(3) 対象品目の追加について

基本方針中には 廃 FRP 船破砕物をセメント原料として利用する場合又は 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合について、再生利用認定制度の対象に加える旨記載していますが、これら以外であっても以下のいずれにも該当しない廃棄物であって、再生利用の内容が妥当なものについては制度の対象に追加するものであります。

ばいじん又は焼却灰であって、廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの

通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(4) その他

環境省においては、再生利用認定申請に係る審査は特区計画申請に係る審査と同時並行で行うことが可能であり、計画認定と環境省における再生利用認定がほとんど同時に行われるよう環境省において配慮される予定です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に、特区計画を申請する地方公共団体自らが法令を上回る規制を行っていないことを記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし